

始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画（案）



平成 年 月

—— 県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり ——

鹿児島県 始良市

目 次

始良市複合新庁舎建設基本構想

第1章 基本構想・基本計画策定の経緯	1
1 基本構想・基本計画策定の経緯	
2 基本構想・基本計画の位置づけ	
第2章 複合新庁舎建設の必要性	3
1 現庁舎について	
(1) 各庁舎の位置と配置する部署	
(2) 庁舎の配置等の状況	
2 現庁舎の現状と課題	
(1) 防災拠点機能	
(2) 建物と設備の老朽化	
(3) 行政組織・行政機能	
(4) 多様化する行政ニーズへの対応	
(5) バリアフリー	
3 関連計画との整合性	
4 複合新庁舎建設の必要性	
(1) 地域防災拠点として市民を守る庁舎	
(2) 市民ニーズに対応できる利用しやすい庁舎	
(3) 誰もが利用しやすい、ひとにやさしい庁舎	
(4) 将来を見据えた組織・機能の変化に対応できる庁舎	
(5) 省エネ効率を高めた環境にやさしい庁舎	
第3章 事務所設置方式	21
1 事務所設置方式	

第2回検討委員会（6月8日）承認

基本構想(素案) 1～6ページ

第6回検討委員会（10月13日）承認

基本構想(素案) 17ページ

第4章 複合新庁舎の建設場所 22

基本構想(素案) 13~16ページ

1 複合新庁舎の位置及び敷地

- (1) 候補地選定の視点
- (2) 候補地の抽出

2 敷地の選定

- (1) 候補地の概要と評価
- (2) 建設候補地の検討及び概要

第5章 総合支所庁舎の建設 29

基本構想(素案) 13ページ

1 総合支所庁舎の建設について

- (1) 公共施設再配置基本計画における総合支所庁舎の建設
- (2) 総合支所庁舎に導入する機能の考え方
- (3) 総合支所庁舎の規模の想定
- (4) 建設場所について
- (5) 総合支所庁舎の事業スケジュール
- (6) 事業を進めるにあたっての市民参画

第6章 複合新庁舎建設の基本的な考え方 32

基本構想(素案) 11ページ

1 複合新庁舎建設の基本的な考え方

- (1) 地域防災拠点としての施設
- (2) 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設
- (3) ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設
- (4) 環境にやさしく、経済的な施設
- (5) 市民サービスの向上を実現する施設
- (6) 機能性・効率性の高い施設

第7章 複合新庁舎の基本方針と機能 34

1 複合新庁舎の基本方針と機能

- (1) 基本方針と機能の整理方法
- (2) 基本方針と機能
- (3) 基本方針と機能（一覧表）

基本構想（素案） 18～19ページ

第8章 複合新庁舎建設の基本指標・規模 53

1 想定する複合新庁舎の基本指標

- (1) 行政機能部分の基本指標

2 想定する複合新庁舎の規模

- (1) 本庁舎の規模の想定
- (2) 駐車場の規模

第7回検討委員会（11月9日）審議

第9章 建築計画 55

1 配置構成（ゾーン構成）の基本的な考え方

- (1) 各種動線計画、周辺道路整備の基本的な考え方
- (2) 配置構成（ゾーン構成）の基本的な考え方

2 部門構成（フロア構成）の基本的な考え方

3 窓口・執務室計画

4 複合新庁舎の整備費用及び財源等

- (1) 建設費用について
- (2) 財源について
- (3) 事業手法について
- (4) 設計者選定手法について

基本構想（素案） 20～21ページ

5 本庁舎整備の事業スケジュール

第10章 複合新庁舎建設検討の経緯 64

1 検討体制

2 複合新庁舎建設検討委員会

3 複合新庁舎庁内検討委員会

- (1) 複合新庁舎庁内検討委員会
 - (2) 複合新庁舎庁内検討委員会作業部会
 - (3) 職員ワーキンググループ
- 4 複合新庁舎建設に関する市民説明会
- (1) 市民説明会の目的
 - (2) 開催日時及び開催場所
 - (3) 市の出席者
- 5 複合新庁舎建設に関する市民アンケート
- (1) 調査の概要
 - (2) アンケートの質問と調査結果
- 6 パブリックコメント

第1章 基本構想・基本計画策定の経緯

1 基本構想・基本計画策定の経緯

始良市役所本館は昭和35年(1960年)、蒲生総合支所本館は昭和29年(1954年)、加治木総合支所南庁舎は昭和35年(1960年)、同北庁舎は昭和38年(1963年)に建設され、50年以上が経過しています。

建物・設備の老朽化やスペースの不足など行政機能に支障をきたしていることや、現行の耐震基準により建設されていないことによる安全性への懸念などがあります。平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震にみられるように、災害時の市役所の役割の重要性から、庁舎は高い耐震性や安全性を確保した災害対策拠点としての機能を維持できる、災害に強い建物であることが求められています。

本市では、平成26年から新庁舎建設に関する庁内検討委員会などを開催し、庁舎のあり方について検討を進めてきました。

始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画は、平成29年5月に庁内検討委員会でとりまとめた始良市複合新庁舎整備に関する基本構想(素案)を基に、市の財政状況を十分考慮しながら、地域防災拠点としての機能、多様化する市民ニーズに応え、まちづくりの拠点としての機能などを備えた、人にも環境にもやさしい庁舎を整備するための指針となる基本事項を定めることを目的としています。

2 基本構想・基本計画の位置づけ

基本構想は、複合新庁舎建設の経緯や整備にあたっての基本的な考え方、建設敷地の選定などの基本事項について策定します。

基本計画は、基本構想で定めた基本的な考え方に基づき、基本方針や必要な機能、規模などを検討するとともに、複合新庁舎建設にあたっての課題を解決するため、必要な機能の整理など基本設計に反映すべき事項の方針を示すために策定します。

なお、本基本構想・基本計画において、施設及び周辺道路の整備や機能の導入に関し「検討する。」としているものについては、その整備や導入等に要する経費や計画の実現性がある程度明確になる基本設計の段階で、費用対効果や全体事業費を勘案し、優先順位等を考慮しながら計画を進めていきます。

基本構想・基本計画の位置づけと複合新庁舎完成までの事業の流れは下図のとおりです。

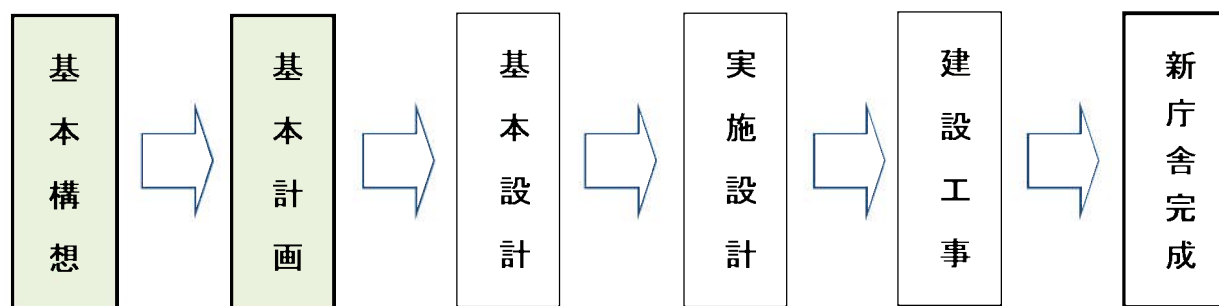


図 1-1 複合新庁舎事業の流れ

第2章 複合新庁舎建設の必要性

1 現庁舎について

(1) 現庁舎の位置と配置する部署

現庁舎の位置及び各庁舎に配置している部署は下図のとおりです。

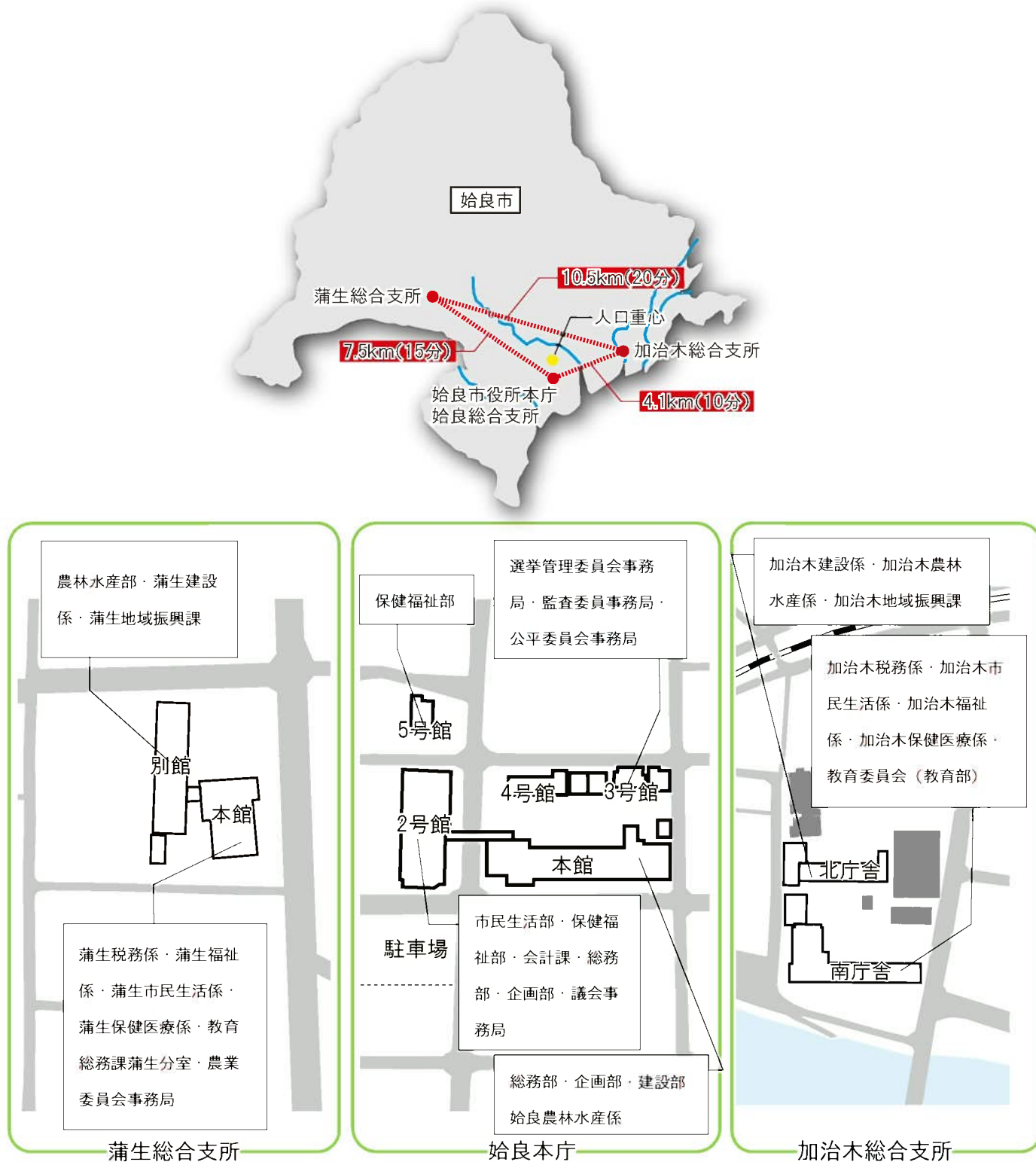


図 2-1 現庁舎の位置と配置部署

(2) 庁舎の配置等の状況

現在、職員が執務を行う各部は、主に次の3か所に分散して配置され、その概要は下表のとおりです。

一部分庁方式を採用していることにより、加治木庁舎には教育部、蒲生庁舎には農林水産部、農業委員会がありますが、両庁舎とも地域振興課を除いては、各課の窓口が配置されています。

また、3庁舎の延床面積は1万3,514.0㎡となっています。

表 2-1 主な庁舎の概要

(H29.4 現在)

庁舎の名称	建築年度	経過年数	構造	延床面積(m ²)	部課配置	職員数	耐震基準 ⁴
始良庁舎	本館	1960	RC造 ³ 2階建 (一部4階)	2,367.8	建設部・始良農林水産係・臨時福祉給付金係・総務部(総務課・秘書広報課・財政課・危機管理課・工事監査課・行政管理課)・企画部(企画政策課・商工観光課・地域政策課)	125	旧
	2号館	1995	SRC造 3階建	3,164.2	市民生活部・保健福祉部・会計課・総務部(税務課・収納管理課)・企画部(情報政策課)・議会事務局	219	新
	3号館	1990	S造 2階建	194.4	選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局	4	新
	5号館	2010	S造 2階建	389.4	保健福祉部(社会福祉課・長寿障害福祉課介護保険係・地域包括支援係)	63	新
加治木庁舎	北庁舎	1963	RC造 3階建	1,485.0	加治木建設係・加治木農林水産係・加治木地域振興課	15	旧
	南庁舎	1960	RC造 3階建	1,900.0	加治木税務係・加治木市民生活係・加治木福祉係・加治木保健医療係・教育委員会(教育部)	67	旧
蒲生庁舎	本館	1954	RC造 2階建	1,013.5	蒲生税務係・蒲生市民生活係・蒲生福祉係・蒲生保健医療係・教育総務課蒲生分室・農業委員会事務局	27	旧
	別館	1985	RC造 3階建	1,380.0	農林水産部・蒲生建設係・蒲生地域振興課	48	新

³ RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨・鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造

⁴ 耐震基準：昭和56年以前に建築された建物は旧耐震基準、それ以降に建築された建物が新耐震基準。

2 現庁舎の現状と課題

現庁舎の現状と課題を、機能別にまとめ整理します。



図 2-2 始良庁舎本館（昭和 35 年築）



図 2-3 蒲生庁舎本館（昭和 29 年築）



図 2-4 加治木庁舎南庁舎(昭和 35 年築)

(1) 防災拠点機能

ア 現状 耐震性能の不足

既存図面や加治木庁舎の耐震診断書（H21.6）を基礎資料として現地調査を実施した結果、確認された事項は次のとおりです。

- ① 始良庁舎本館、加治木庁舎北庁舎及び南庁舎、蒲生庁舎本館は、いずれも旧耐震基準による設計である。
- ② 平成 21 年 6 月に実施された加治木庁舎北庁舎及び南庁舎におけるコンクリート圧縮強度調査結果では、北庁舎 1 階は 13.5N/mm^2 、北庁舎 3 階は 13.3N/mm^2 、南庁舎 1 階は 14.7N/mm^2 であり、いずれも圧縮強度は低い値となっている。
- ③ 加治木庁舎北庁舎及び南庁舎における耐震診断結果は、いずれも 1 階長手方向（X 方向）の構造耐震指標（ I_s 値）が 0.6 未満であり、必要な耐震性能が確保されていない。
- ④ 加治木庁舎及び蒲生庁舎においては、渡り廊下と庁舎との必要間隔が狭い。
- ⑤ コンクリートの劣化等による外壁及びサッシ廻りの壁のひび割れが散見される。

以上を踏まえて各庁舎の耐震性について考察したところ、現庁舎の課題として以下の点が挙げられます。なお、建設当時の図面等の資料が残っていないため、耐震壁等の耐震要素の存在については想定範囲で分析することとします。

- ① 加治木庁舎の耐震診断時の調査結果により、コンクリート圧縮強度は、低い値であったことから、同年代に建設された始良庁舎本館及び蒲生庁舎本館も同様にコンクリート圧縮強度は、低いものと推測される。
- ② 加治木庁舎の耐震診断結果により、耐震壁が存在しない長手方向（X方向）に対する耐震性能が確保されていないことが確認された。現地調査により、始良庁舎本館及び蒲生庁舎本館は耐震壁が少なくとみられ、長手方向（X方向）だけではなく短手方向（Y方向）共に耐震性能が確保されていないと推察される。
- ③ 以上のことから、加治木庁舎北庁舎及び南庁舎の1階、始良庁舎本館、蒲生庁舎本館のそれぞれについて耐震性能確保のための耐震補強工事を実施した場合、耐震壁やブレースの増設が予想され、各フロアが複数の耐震要素により分断されるなど、庁舎に求められる来客用スペースや執務空間の確保に支障が出る可能性がある。
また、補強工事のみを実施しても、建物の耐用年数が飛躍的に延長されることはなく、現庁舎の経過年数を考慮すれば費用対効果が低いものと考えられる。
- ④ 加治木庁舎及び蒲生庁舎の建物と渡り廊下の必要間隔が少ないことから、大地震時において建物相互の接触（衝突）による想定外の損傷が生じる恐れがある。
- ⑤ 始良庁舎本館は昭和55年に増改築されており、旧耐震基準において設計されたものとするれば、地震時に杭基礎に働く水平力に対する検討が行われていないと推察され、大地震時の耐震安全性に懸念がある。



図 2-5 壁のひび割れ(加治木庁舎)



図 2-6 壁のひび割れと鉄筋の露出
(加治木庁舎)



図 2-7 壁下端鉄筋の露出(始良庁舎)



図 2-8 必要間隔(クリアランス)の不足
(蒲生庁舎)

イ 課題

- 主要な庁舎は、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された庁舎であり、補強も行っていないことから新耐震基準を満たしていません。
- 大規模災害時に、業務を継続させる又は早急に業務を復旧させるべく策定した、業務継続計画（BCP）⁵では、本庁舎等の被害状況について、庁舎機能の一部が制限されるものと想定しています。なお、想定災害は、県地震等災害被害予測調査の結果に基づくものです。
- 災害発生時に災害対策本部としての機能や防災拠点としての機能を果たすことができません。
- 業務継続計画を策定しましたが、庁舎が被災した場合の代替庁舎、通信手段の確保、食料等の備蓄、ライフラインの確保などに多くの課題があります。
- 行政組織及び行政機能が一部分散しているため、各事務所での災害対策活動となり、災害対策本部会議での決定事項が迅速に伝わらず、災害対策活動に支障が生じる可能性があります。

⁵業務継続計画（BCP）：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

2) 建物と設備の老朽化

ア 現状

(7) 防水・外装の劣化

屋上防水の劣化や外装の剥離と外壁に生じたひび割れなどを原因として、壁や天井からの雨漏りが発生しています。予防保全としての大規模修繕には多額の費用がかかることから、雨漏り等が発生する度に事後修繕しているのが現状です。



図 2-9 外壁のひび割れによる漏水痕
(始良庁舎)



図 2-10 外装仕上げの剥離（蒲生庁舎）



図 2-11 防水の劣化と躯体のひび割れ
による漏水痕（加治木庁舎）



図 2-12 屋上防水の劣化（加治木庁舎）

中間階の天井にも雨漏りの跡がみられます。外壁から浸入した雨水が天井内の配管等を伝って漏水しているものと考えられ、天井仕上げ材や配管等の劣化にもつながります。



図 2-13 天井漏水跡（加治木庁舎）



図 2-14 天井漏水跡（加治木庁舎）



図 2-15 天井漏水跡（始良庁舎）



図 2-16 天井漏水跡（蒲生庁舎）

(イ) 設備配管スペースの不足

設備機器の更新及び改修に必要な設備配管等のスペースが不足しています。このことにより、配管等が屋外に露出しており設備等の劣化を早める原因となります。また、配管等が屋外を迂回することで配管距離が長くなり、更新及び修繕にかかる経費の増加が見込まれるほか、エネルギー効率性にも欠けていると考えられます。



図 2-17 外壁に露出した配管（始良庁舎）



図 2-18 外壁に露出した配管（始良庁舎）



図 2-19 外壁に露出した配管（加治木庁舎）



図 2-20 外壁に露出した配管（蒲生庁舎）

ウ) 給排水配管等の老朽化

給排水配管等は、建物の躯体に埋設されている部分が多く設備の更新や修繕にかかる経費の増加が見込まれます。埋設配管の劣化に伴う漏水が生じた場合、原因となる漏水場所の特定が困難であり、その修繕工事也大掛かりなものとなります。始良庁舎本館や加治木庁舎では、手洗い場が建物と一体的に造られており、給排水配管等は築年数と同等の年数が経過していると考えられ、耐用年限を超過しています。



図 2-21 手洗い場（始良庁舎）



図 2-22 流し台（蒲生庁舎）



図 2-23 手洗い場（加治木庁舎）



図 2-24 手洗い場（加治木庁舎）

(エ) トイレの機能不足

現庁舎に設置されている衛生器具の大半が旧型のものであり、最新の器具と比較して節水性能の観点からみて、環境負荷の大きなものとなっています。また、手摺や洋式便器、小さい子どもが使用できる小便器、オストメイト対応便器等の設置箇所が少なく、ユニバーサルデザインによるトイレになっていません。



図 2-25 旧型の衛生器具（始良庁舎）



図 2-26 旧型の衛生器具（蒲生庁舎）



図 2-27 旧型の衛生器具（加治木庁舎）

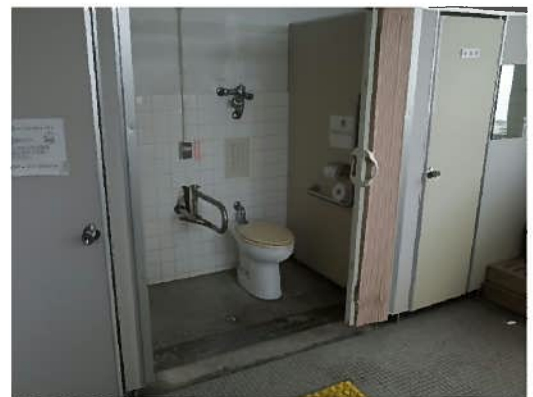


図 2-28 車いす対応トイレ（加治木庁舎）

イ 課題

- 主要な庁舎はいずれも昭和 30 年代に建築され建築後約 50 年が経過しており、建物によってはコンクリートの劣化や屋上防水の劣化による雨漏りが発生している状況があり、補修にかかる経費の増加が見込まれ、耐震改修も含めた大規模改修が必要となります。
- 附帯設備についても耐用年限による更新の必要性が生じています。
- 建物及び附帯設備の老朽化により、経済効率性に欠け、省エネルギーの性能も低く、環境に与える影響も大きい状態となっています。

(3) 行政組織・行政機能

ア 現状 業務の効率化・利便性向上の限界

- (ア) 合併時、合併による行政サービスの低下を防ぐため、「一部分庁方式」を採用しました。
- (イ) 事務所が分散しているため、用件が各部にまたがるような場合、事務所間を移動しなければならず、市民にも負担が伴い、市民サービスや利便性の低下を招いています。
- (ウ) 多種多様化する市民ニーズに対して迅速な対応が求められている中、構成組織が部単位で事務所が分散しているため、各部間の連携又は協議に時間を要し、連絡調整がスムーズに行えないなどの現状にあります。
- (エ) 第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画を今後更に推し進め、併せて市民の利便性を高め、事務の効率性の向上を図るためには、これまで進めてきた組織機構改革だけでなく行政組織と行政機能を集約し、更なる行政改革を進める必要があります。

イ 課題

- これまで、始良市行政改革大綱に基づき、事務の効率化や人員の集約による組織の見直し、定員削減等を行ってきましたが、行政組織や行政機能を分散させたままでは、これ以上の効率化や人員の集約は困難であるため、事務の効率化や経費削減が見込めない状況となっています。

(4) 多様化する行政ニーズへの対応

ア 現状

(7) 執務スペースの不足

始良庁舎では、窓口手続き等において来庁者の移動負担を軽減するため、2号館に市民サービス窓口を集中して配置しているため、執務スペースの狭隘による業務効率の低下を招いています。また、廊下や階段にはコピー機器や文書、物品等が溢れているばかりでなく、リサイクルボックス等の置き場にもなっており、市民サービスの場としての景観的配慮にも欠けている状況にあります。また、執務スペース不足を別棟増築により解消してきたことも、市民サービスや業務効率低下の一因となっています。



図 2-29 狭隘が問題となる執務スペース
(始良庁舎)



図 2-30 廊下に置かれたコピー機
(加治木庁舎)



図 2-31 プライバシーの確保に問題がある
相談スペース (始良庁舎)



図 2-32 別棟配置の始良庁舎 (始良庁舎)

(4) 書庫や倉庫の不足

書庫や倉庫が不足しており、パンフレットやイベント用品、印刷用紙等の事務用品が廊下や階段の一部に置かれています。

また、職員用更衣室がなく、ロッカーを廊下に並べているケースが多くみられ、セキュリティに問題があることに加え、安全な避難経路の確保においても問題があります。



図 2-33 階段に置かれた事務用品等
(始良庁舎)



図 2-34 階段に置かれた書棚等（加治木庁舎）



図 2-35 廊下に並べられたロッカー
(始良庁舎)



図 2-36 廊下に並べられたロッカー
(加治木庁舎)

(ウ) 両総合支所の空きスペース

機構改革等の結果、加治木総合支所と蒲生総合支所では空きスペースが生じています。これらの空きスペースの利活用については、建物の耐震性の不足による安全性の問題や、セキュリティーが確保できないこと、バリアフリー構造となっていないことなどの理由により、一般開放（貸出）もできない状況となっています。



図 2-37 使用されていない部屋が並ぶ3階
(加治木庁舎)



図 2-38 使用されていない部屋が並ぶ3階
(蒲生庁舎・別館)

イ 課題

- 来庁者の窓口及び待合スペース、個別相談スペースや会議室が十分に確保できず、プライバシーの確保等に問題があります。
- 行政ニーズの多様化、事務量の増加等により、執務スペースが不足し、通路や動線の狭隘化が業務効率の低下を招いています。
- 書庫や倉庫が不足し、廊下や階段に一部、文書・物品が溢れており、市民サービスや業務効率の低下などの課題があります。
- 加治木・蒲生両総合支所庁舎では、機構改革等の結果、会議室等の多くの空きスペースが生じています。

(5) バリアフリー

ア 現状

既存庁舎のバリアフリー化については、改修により対応してきていますが、大規模な改修を行わない限り、これ以上のバリアフリー化は困難な状況となっています。

現地調査により、鹿児島県福祉のまちづくり条例（平成11年鹿児島県条例第11号）の整備目標等に関する適合度を確認したところ、次の結果となりました。

表 2-2 既存建物の福祉のまちづくり条例適合チェックリスト

	始良庁舎		加治木庁舎		蒲生庁舎	
	本館	2号館	北庁舎	南庁舎	本館	別館
スロープ(敷地内通路)	△	○	○	○	○	○
エレベーター	×	○	×	×	×	×
多目的トイレ	○	○	○	○	△	△
オストメイト	○	○	×	×	×	×
授乳室	×	○	×	○	△	×
点字ブロック	△	△	○	○	△	△
車いす用駐車場	○	○	○	○	○	○
出入口幅	○	○	○	○	○	○
廊下幅	○	○	○	△	○	○
階段	△	△	△	△	△	△

○：対応あり △：対応はあるが不十分 ×：対応なし ー：対象外

イ 課題

- 現庁舎の建設時には、障がいのある人や高齢者などに配慮した構造ではなかったため、改修によるバリアフリー対応だけでは十分とは言えない状況であり、会議等の開催場所が限られるほか、開催場所によっては来庁者に不便な状況が生じています。
- 現在の議場については、ユニバーサルデザインに十分に配慮した構造となっていない部分があり、誰もが気軽に傍聴ができる状況とはなっていません。

3 関連計画との整合性

庁舎の整備にあたっては、以下の計画との整合性を確認しながら、今後、幅広く検討していく必要があります。

- (1) 始良市総合計画
- (2) 始良市都市計画マスタープラン
- (3) 始良市行政改革大綱
- (4) 始良市定員適正化計画
- (5) 始良市組織機構再編計画
- (6) 始良市公共施設等総合管理計画（始良市公共施設再配置基本計画）
- (7) 始良市地域防災計画
- (8) 始良市総合戦略
- (9) 始良市人口ビジョン
- (10) 立地適正化計画
- (11) 地域公共交通網形成計画

- 立地適正化計画については、平成 29 年度から 2 か年かけて計画を策定することとしており、その整合性やそこで示されるまちづくりに関する方向性に配慮する必要があります。
- 庁舎の整備に関しては、利用率の向上、ライフサイクルコストの削減及び共用部分の削減によるコスト削減などを考慮した公共施設再配置基本計画に基づき、単に庁舎としての機能だけでなく、広く市民に開かれた「公共施設」としての側面を重視した施設として位置づけ、利用率・稼働率の向上や将来の需要を見越した、機能やレイアウトを検討する必要があります。

4 複合新庁舎建設の必要性

現庁舎の抱える様々な課題を解決するために、次に挙げる点を重視しながら複合新庁舎の整備の必要性について検証しました。

(1) 地域防災拠点として市民を守る庁舎

ア 庁舎は、地震等の災害が発生した場合、災害対策本部としての機能を果たす必要があります。

イ 耐震性に課題のある庁舎では、地域防災拠点としての機能を果たさないばかりでなく、来庁者の安全確保も困難となります。十分な耐震性能を有し、市民を守る庁舎が必要です。



図 2-39 耐震性能の高い免震構造の庁舎イメージ



図 2-40 免震装置イメージ

(2) 市民ニーズに対応できる利用しやすい庁舎

ア 市民が複数の庁舎や窓口に行かなければならない状況では、市民にとって利用しやすい庁舎とは言えません。来庁者の用件が複数にまたがる場合でも、移動の負担が少なく済むような、総合窓口・ワンストップサービス機能が求められています。市民のための庁舎として、市民にとっての利便性を第一とし、複数の庁舎や窓口に行く必要がなく、ほとんどひとつの場所で市民サービスが受けられる、利用しやすい庁舎が必要です。

イ 市民活動やボランティア活動、高齢者の相談・談話、健康増進、子育て支援をはじめとした様々な市民利用スペースのある庁舎が必要です。

ウ 市民に親しまれ、それぞれの地域のまちづくりの拠点となる庁舎が必要です。

【市民ニーズ例（他自治体アンケート結果より）】

- ・ひとつの窓口ですべての用事を済ませることができること。
- ・アクセスしやすい施設であること。（道路との関係等、安全面を含む）
- ・駐車場・駐輪場にゆとりがあること。
- ・コンパクトで機能的な（市民が利用しやすい）施設であること。



図 2-41 1か所にまとまった窓口のイメージ 図 2-42 市民利用スペースのある庁舎のイメージ

(3) 誰もが利用しやすい、ひとにやさしい庁舎

ア すべての人が安全かつ円滑に利用できるような庁舎が必要です。

イ 障がいのある人に対応したエレベーターの設置や、幅に余裕のある段差のない通路、車いすや幼児・オストメイトを考慮したトイレの設置など、公共施設として子供から高齢者、障がいのある人、妊産婦などすべての人が利用しやすい庁舎が必要です。



図 2-43 様々なニーズに対応する多機能トイレのイメージ



図 2-44 庁舎内に設けられた授乳室のイメージ

(4) 将来を見据えた組織・機能の変化に対応できる庁舎

少子高齢化や人口減少、高度情報化社会の進展等の社会的ニーズの変化により、庁舎に求められる機能が変化していくなかで、行政組織や行政機能も柔軟に対応していく必要があります。このような変化に対して、適切な規模を有し、大きな増改築を必要とせずに柔軟に対応することができる庁舎が必要です。

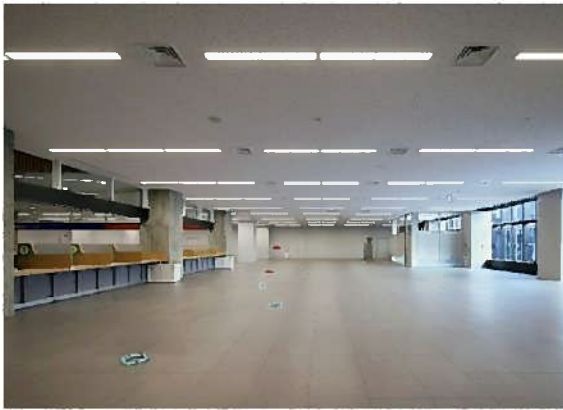


図 2-45 柱がなく様々なレイアウトに対応できる執務室のイメージ



図 2-46 フリーアクセスフロアにより自由なレイアウトを実現する執務室のイメージ

(5) 省エネ効率を高めた環境にやさしい庁舎

ア 地球温暖化防止対策への意識が高まるなか、国土交通省は「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」を策定し、グリーン庁舎の整備を早急に必要な施策として位置付けています。

イ 環境への配慮は、自治体としても率先して取り組むべき事項であり、自然採光や自然換気、また太陽光発電などの自然エネルギーを利用するなど、省エネルギー・省資源に配慮した環境にやさしい庁舎が必要です。また、これらの対応は、環境への効果だけでなく、庁舎の維持管理費を低減し、財政的な負担を抑えることにもつながります。



図 2-47 屋上緑化を設けた庁舎イメージ



図 2-48 太陽光発電装置を設けた庁舎イメージ



図 2-49 吹き抜けにより自然採光・自然換気を行う庁舎のイメージ

検証の結果から、複合新庁舎建設の必要性について次のとおり確認しました。

- 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受け、新耐震基準を満たしていない庁舎が多く、また、行政組織及び行政機能が分散したままでは、災害発生時に災害対策本部及び防災拠点としての機能を果たすことができない状況であることから、緊急性の高さを鑑みて、庁舎建設、特に本庁舎の建設を先行させる必要がある。
- 次年度以降展開される立地適正化計画との整合を図りながら、同時に公共施設再配置基本計画により示された公共施設のあり方を踏まえて、複合新庁舎として建設する方向で検討を進める必要がある。
- 多極ネットワーク型コンパクトシティを目指すためにも、本庁及び総合支所がその中心となるよう、行政機能だけでなく、様々な機能を備えた施設として整備する必要がある。

第3章 事務所設置方式

1 事務所設置方式

様々な行政課題、新たな行政需要に対応するため、行政組織及び行政機能を集約・整理（一部分庁方式から本庁方式への移行）し、更に質の高い市民サービスの提供に向け、窓口機能、地域振興機能等を充実します。

本庁方式、一部分庁方式の概要は下表のとおりです。

表3-1 事務所設置方式の概要

	本庁方式	一部分庁方式
概 要	・ 組織機構を1か所に集約する方式 ・ 残った庁舎は、窓口的な機能を持ち、支所とする。 ・ 本庁に業務を集中する。	庁舎を分庁として各行政部門を振り分け、業務を分散する。 （合併時、本庁のスペースの関係上、一部の部門を支所に配置）
始良市の場合		
備 考	・ 申請手続き等が1か所で完結し、時間短縮が図られる。 ・ 業務が集約され、事務が効率化される。 ・ 庁舎間の移動がなくなり、意思決定等の時間が短くなる。 ・ 本庁に職員が集約されるので、総合支所の職員が少なくなる。	・ 災害時に情報収集・伝達や指示に手間取り初動体制が遅れる恐れがある。 ・ 申請手続きが複数の庁舎にまたがる可能性がある。 ・ 庁舎間の移動により、会議、決裁等の時間がかかる。 ・ 総合支所に部が設置されるので、多くの職員が配置される。

第4章 複合新庁舎の建設場所

1 複合新庁舎の位置及び敷地

(1) 候補地選定の視点

始良市の人口分布を下图に示します。

現庁舎の位置と人口のバランスが確認でき、現在の始良庁舎、加治木総合支所、蒲生総合支所周辺に人口が集中していることがわかります。

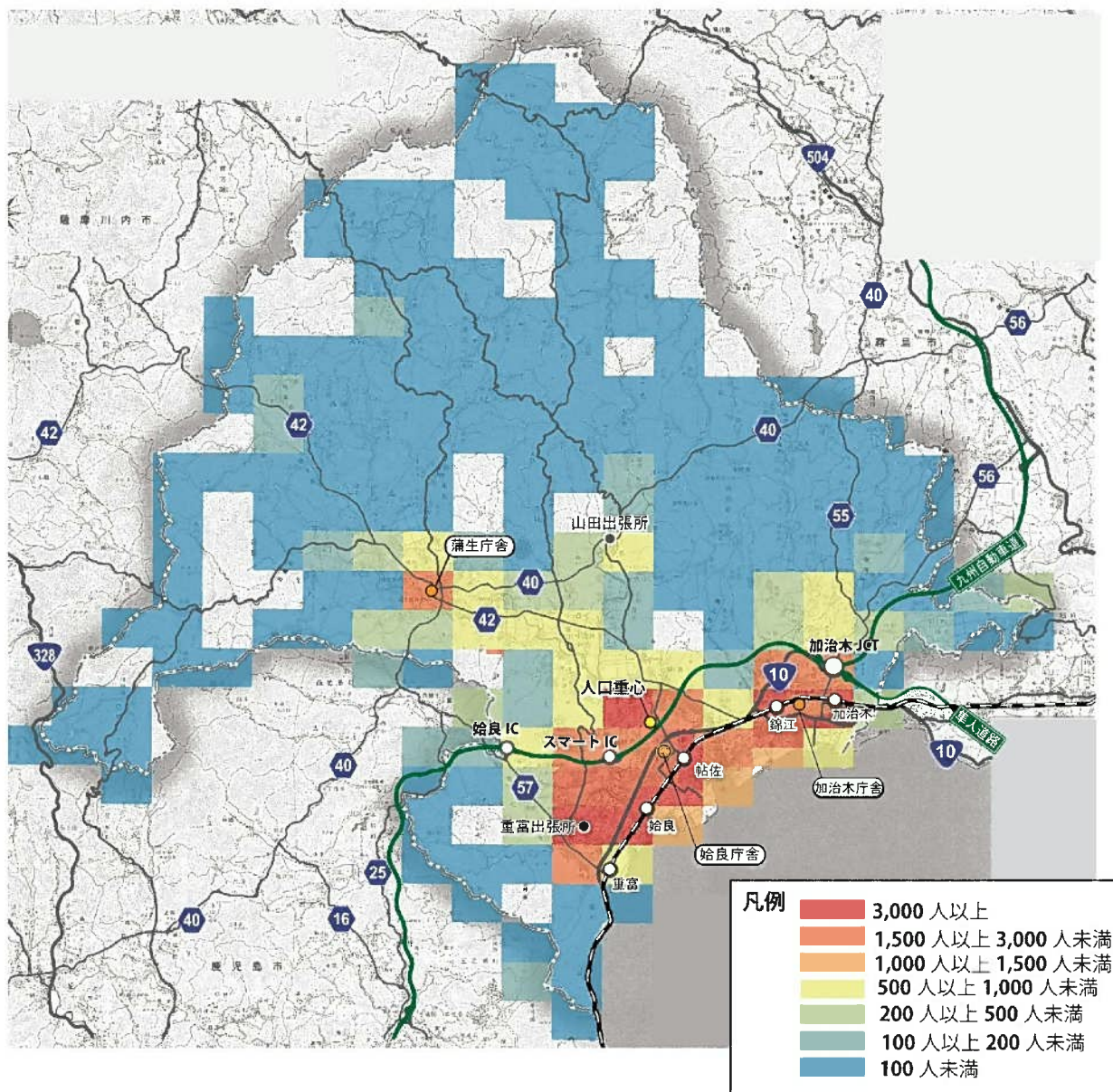


図 4-1 始良市の人口分布

始良市地域公共交通網形成計画 7 ページを引用

人口総数（H22）国土数値情報を基にした 1 km² あたりの人口分布

本市のこれからのまちづくりの方針である多極ネットワーク型コンパクトシティでは、始良庁舎をはじめとする各庁舎が地区の拠点となり、さらに校区コミュニティ協議会に代表される地域拠点、中山間集落の拠点を公共交通などのネットワーク網により結び、超高齢社会・人口減少社会を迎えてもなお、元気なまちづくりを目指しています。

本市の多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージは下図のとおりです。



図 4-2 多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ

始良市地域公共交通網形成計画 113 ページ「始良市地域公共交通網構想」を引用

(2) 候補地の抽出

本庁舎の建設候補地を選定するに当たっては、まず、市民の利便性の視点から、人口重心に近く、交通の利便性が高い地域としました。また、コスト面から、土地取得費用が発生しないよう、できる限り新たな土地は求めないこととし、更に、現在、市が所有する土地の中で、一定以上の面積が確保できる土地を抽出したところ、次の3か所が候補地となりました。

- ① 本庁舎敷地
- ② 始良公民館広場
- ③ 始良中央図書館駐車場

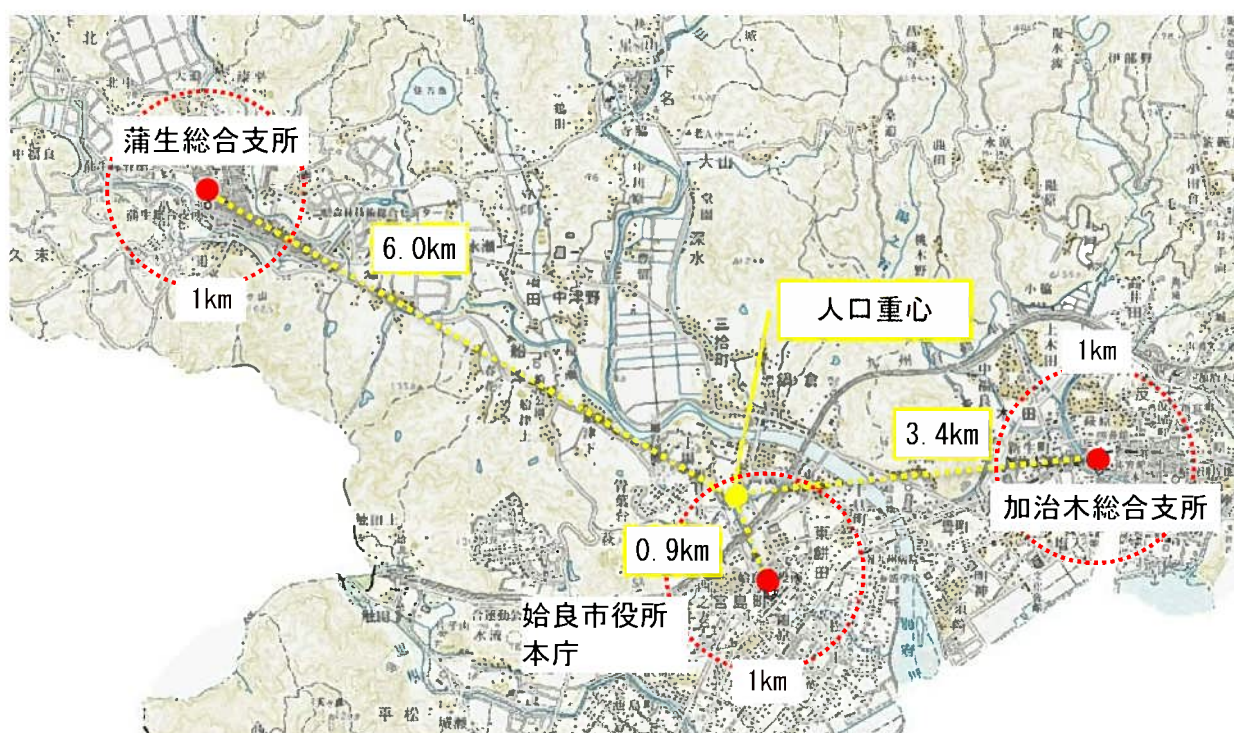
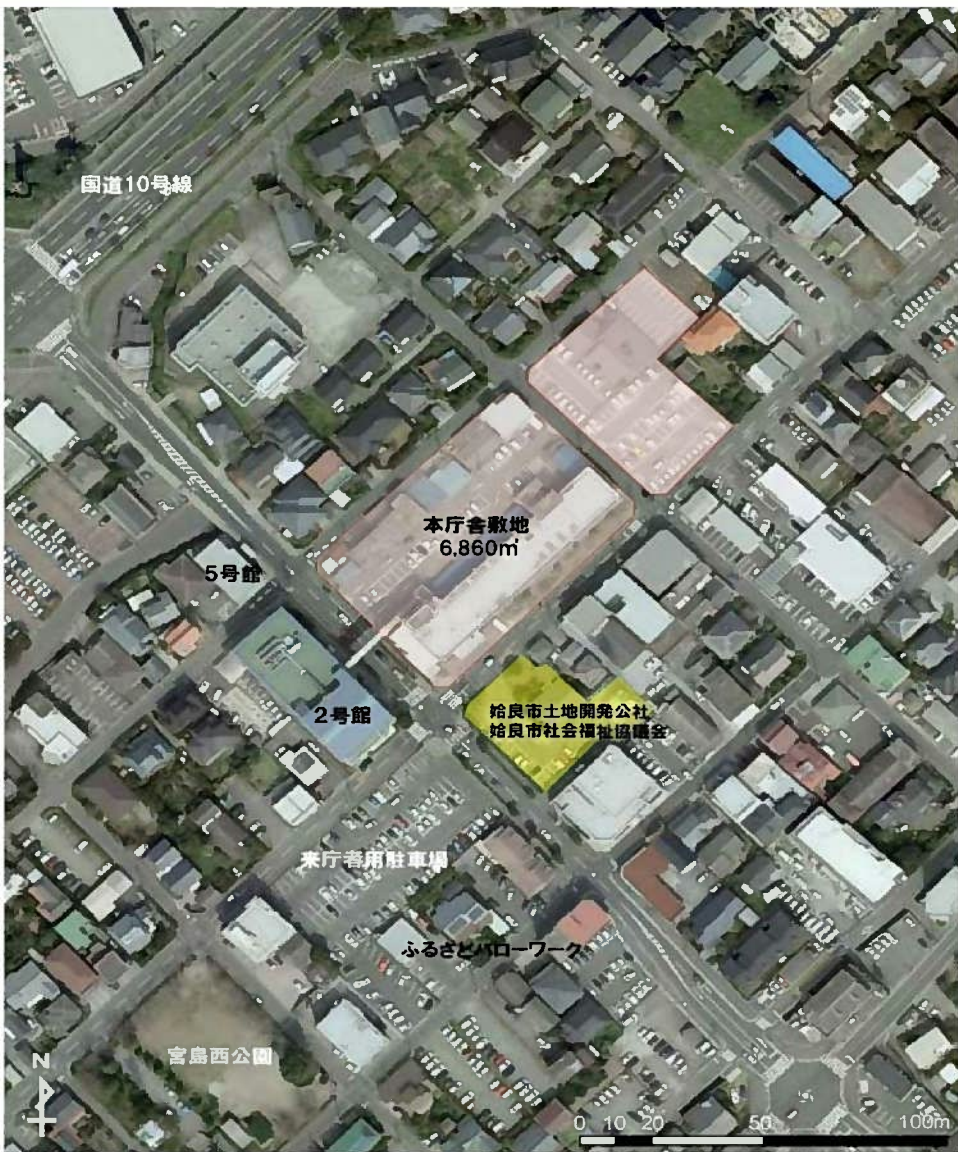


図4-3 人口重心からの距離

2 敷地の選定

(1) 候補地の概要と評価

本庁舎敷地の概要と評価は次のとおりです。

1 始良本庁舎敷地		所在地 宮島町25番地ほか	
			
敷地面積	6,860㎡	接面道路	
用途地域等	商業地域	東	なし
人口重心からの直線距離	0.9km	西	市道 宮島本線 12.0m
最寄駅・距離	帖佐駅・約0.5km	南	市道 役場前通り線 8.0m
現在の状況	庁舎・駐車場	北	市道 役場北通り線 6.0m
候補地の評価			
利便性	○	災害時の安全性	○
経済性・効率性	○	他の行政計画での位置づけ	○
災害時の連携	○	各種制限	○
評価点及び検討課題			総合評価
・既存庁舎(2号館・5号館)及び来庁者用駐車場の有効活用が可能である。 ・工事期間中の本館機能等に関する建築計画について検討を要する。 ・周辺住宅に配慮した建築計画について検討を要する。			○

始良公民館広場の概要と評価は次のとおりです。

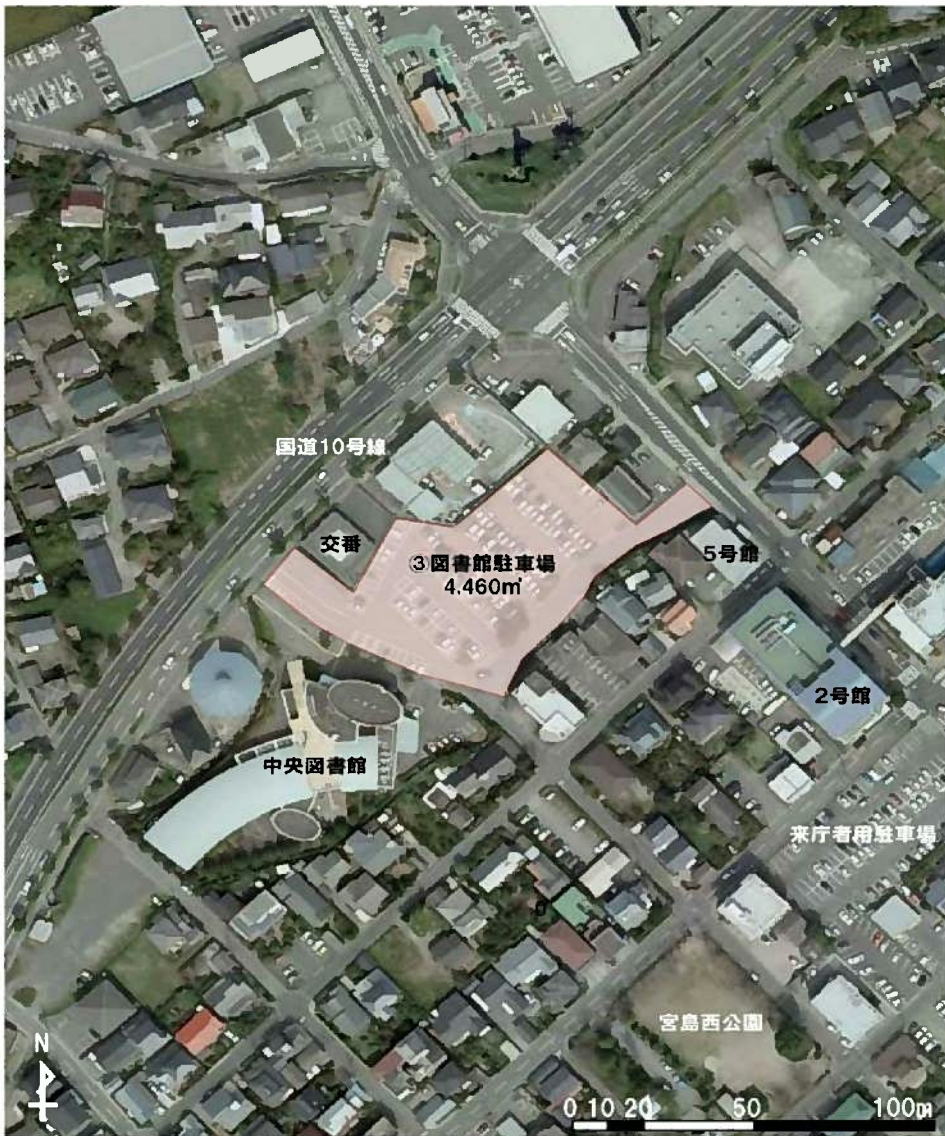
2 始良公民館広場

所在地 東餅田492番地1ほか



敷地面積	8,000㎡	接面道路	
用途地域等	第二種住居地域	東	市道 菅原～東線 12.0m
人口重心からの直線距離	0.7km	西	なし
最寄駅・距離	帖佐駅・約0.5km	南	なし
現在の状況	グラウンド	北	国道 国道10号 25.0m
候補地の評価			
利便性	△	災害時の安全性	△
経済性・効率性	△	他の行政計画での位置づけ	○
災害時の連携	○	各種制限	△
評価点及び検討課題			総合評価
・始良公民館との連携利用が見込める。 ・敷地及び敷地周辺地盤の液状化が懸念される。 ・アクセス道路が東側の市道しか存在せず、周辺交通への影響が懸念される。 ・スポーツ等の広場利用者や公民館利用者駐車場の代替地が求められる。 ・敷地北側が埋蔵文化包蔵地であり、建設計画が制限される場合がある。			△

始良中央図書館駐車場の概要と評価は次のとおりです。

3 始良中央図書館駐車場		所在地 西餅田494番地ほか	
			
敷地面積	4.460㎡	接面道路	
用途地域等	第二種住居地域ほか	東	市道 宮島本線 12.0m
人口重心からの直線距離	0.9km	西	なし
最寄駅・距離	帖佐駅・約0.6km	南	なし
現在の状況	図書館駐車場	北	国道 国道10号 25.0m
候補地の評価			
利便性	○	災害時の安全性	○
経済性・効率性	×	他の行政計画での位置づけ	△
災害時の連携	○	各種制限	△
評価点及び検討課題			総合評価
・中央図書館との連携が可能である。 ・敷地が狭く、想定必要面積12,000㎡の新庁舎を建設するためには、周囲の土地を購入する必要がある。 ・図書館利用者駐車場の代替地が求められる。 ・周辺住宅に配慮した建築計画について検討を要する。			△

(2) 建設候補地の検討及び概要

本庁舎の建設について、3つの候補地に関し、利便性、各種法令による制限及び財政面から検討しました。

ア 利便性等についての検討

整備後の庁舎は市の顔（シンボル）となる施設であるとともに、地域経済への貢献や新たな発展の可能性、市民が利用しやすい位置であることが重要です。交通アクセスなど利便性の視点から検討したところ、「① 本庁舎敷地」と「③ 始良中央図書館駐車場」は同じような条件にあります。

イ 各種法令による制限内容等の検討

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき指定される用途地域は、「① 本庁舎敷地」は商業地域、「② 始良公民館広場」は第一種住居地域、「③ 始良中央図書館駐車場」は近隣商業地域です。これらを、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される用途規制、高さ制限等を考慮し、庁舎の多機能化・複合化の視点から検討したところ、「① 本庁舎敷地」、「③ 始良中央図書館駐車場」、「② 始良公民館広場」の順に、設計の自由度が高いといえます。

ウ 財政面からの検討

合併推進債に関しては、「① 本庁舎敷地」での建替えの場合のみ、建物の建設費用だけでなく、既存建物の解体費用も対象となります。また、「① 本庁舎敷地」については、新耐震基準を満たしている2号館と5号館を活用する場合、連携がしやすく、当該建物の利活用を広く検討でき、建設コストの削減につながる可能性があります。

以上のことから、「① 本庁舎敷地」が他の候補地よりも優れている点が多く、「① 本庁舎敷地」が最適地であると判断しました。

第5章 総合支所庁舎の建設

1 総合支所庁舎の建設について

(1) 公共施設再配置基本計画における総合支所庁舎の建設

公共施設再配置基本計画ではモデル事業として、両総合支所を地域の拠点施設として整備するとしています。モデル事業を推進する上での基本的な考え方は、以下のとおりに定めています。

基本的な考え方

- 複合化した施設は、一体的に運営し、多様な市民活動を誘発できる施設とします。その施設では、市民の多様な社会教育活動、芸術・文化活動、キャリア形成等が可能な交流空間の提供、サービスの提供を行います。
- 地区の拠点として、周辺のまちづくりと連携した地域の価値を高めるエリアづくりに寄与する施設とします。
- 地震・水害などの災害発生時に地域の防災施設として十分な機能を発揮する施設とします。
- 時代の変化に伴う市民ニーズに柔軟に対応できるようにスケルトン・インフィル方式を施設の基本仕様とします。

内包される機能

庁舎機能・公民館機能・図書館機能・調理室機能 など

始良市公共施設等総合管理計画（始良市公共施設再配置基本計画）平成29年3月策定

第7章 再配置モデル事業（37～39ページ）を引用

(2) 総合支所庁舎に導入する機能の考え方

まちづくりの拠点・地域防災拠点として周辺の公共施設を複合した、地域の人々が気軽に集まり、人と人がふれ合い、自立的活動を誘発するような施設とするために、地域の方々の意見を聞きながら、次のような考え方をもとに検討を進めます。

ア 平成29年度の取り組み

(7) 複合新庁舎建設基本構想（総合支所に必要となる行政機能）

【行政窓口機能】 地域の市民サービス提供拠点

来庁者の利便性を高めるために保健・福祉部門も含めてワンストップとし、対面による相談窓口、その地域に住む「人」重視の行政窓口となるよう窓口体制の整備を検討します。また、市民が気軽に相談できるようプライバシーに配慮した相談スペースの設置も検討します。

想定される行政機能・・・市民生活・福祉・保健医療・地域相談（地域振興）

【防災機能】 安全・安心な建物と機能を有する地域防災の拠点

災害時に地域の災害応急対策活動及び緊急避難場所となる防災拠点として整備を検討します。また、災害発生時のために防災資機材や食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を検討します。

(4) 立地適正化計画⁶（地域の拠点エリアに必要となる機能）

地域ごとに居住誘導区域や都市機能誘導区域（地域の拠点エリア）の設定を検討し、さらに、地域の拠点エリアに必要とされる機能や施設等について、市民アンケートや市民ワークショップ及び専門的な分析により把握します。

イ 平成30年度の取り組み

立地適正化計画の策定に向けた協議と並行し、都市機能誘導区域（地域の拠点エリア）に必要とされる機能や施設の中から、加治木、蒲生両総合支所庁舎に複合すべき機能や施設について、地域の方々と検討していきます。

(3) 総合支所庁舎の規模の想定

各総合支所庁舎の規模は、今後、複合機能及び行政窓口機能を具体的に検討していく中で、想定します。

(4) 建設場所について

総合支所庁舎の建設場所は、現在の総合支所庁舎敷地とします。

現在の総合支所庁舎敷地は、地域の中で交通の利便性が高い地域であり、住民にとっては最もわかりやすい位置であるといえます。

(5) 総合支所庁舎の事業スケジュール

総合支所庁舎の事業スケジュールについては、まちづくりの拠点・地域防災拠点施設として、下表のとおり平成35年度中の供用開始を目標とします。

表 5-1 庁舎整備の事業スケジュール

	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	平成 36年度 (2024)
加治木庁舎 蒲生庁舎	構想	基本計画	基本・実施 設計		工事			
始良本庁舎	構 想 計 画	基本・実施 設計		工事				

⁶立地適正化計画（策定期間 H29～H30 年度）：都市計画マスタープランの高度化版であり、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導し、都市計画と公共交通の一体性によりコンパクトなまちづくりを実現するための施策。

(6) 事業を進めるにあたっての市民参画

総合支所庁舎は、まちづくりの拠点・地域防災拠点として位置づけられることから、地域の方々と市が協働して、その地域のまちづくりを含めて検討していく必要があります。そのためには、地域の方々の夢や希望を新たな施設の機能として取り入れ、利用しやすく親しみやすいものにすることが求められます。そこで、市では地域の方々の意見を広く取り入れるためのさまざまな取り組みを進めます。

平成30年度以降に予定する市民参画の取り組みは、次のとおりです。

- 計画策定のための「地域懇話会（仮称）」の設置
- 市民が主体的にアイデアを出し合う「市民ワークショップ」の実施
- 幅広い意見を取り入れるための「市民アンケート」の実施
- 計画（案）に対して幅広く意見を募集する「パブリック・コメント」の実施

第6章 複合新庁舎建設の基本的な考え方

1 複合新庁舎建設の基本的な考え方

複合新庁舎の整備は、市民と行政の協働のあり方、さらには市街地の形成など将来に大きな影響をもたらす重要な事業です。

したがって、総合支所のあり方を含め、行政経営全般を視野に入れた幅広い検討を加え、計画内容を固めていく必要があります。そこで、市政の根幹となる総合計画等の諸構想・計画を踏まえて、

市民の生命と財産を守るための防災拠点機能を有し、公共施設再配置基本計画に基づく、「施設の縮充」を体现すべく、本庁舎及び総合支所庁舎、いずれも単なる庁舎ではなく「複合新庁舎」の建設を検討する。

との考え方を中心に据え、複合新庁舎建設の基本的な考え方を次のようにまとめました。

(1) 地域防災拠点としての施設

災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を確保することができる「安全・安心な施設」を実現します。

(2) 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設

市民が気軽に訪れたい、市民に開かれた新たな時代の施設となるよう、整備後の庁舎については、利用率・稼働率を高めるため、公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設として整備を検討します。

(3) ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設

子どもから高齢者まであらゆる年齢層の来庁者、障がいのある人、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。

(4) 環境にやさしく、経済的な施設

再生可能エネルギーや省エネルギーシステムを積極的に導入し、環境負荷の低減を図ることで「地球環境に優しい施設」を実現します。また、ランニングコストの低減や施設の長寿命化を見据えた整備計画とします。

(5) 市民サービスの向上を実現化する施設

来庁者の利便性を高めるため、窓口部門などの機能を統合し、さまざまな手続きを同じフロアで行える「ワンフロアストップサービス」の導入の検討や個人情報保護の観点から市民が安心して相談できるような相談スペースを確保するなど、市民にとって利用しやすい行政機能を備えた施設とします。

(6) 機能性・効率性の高い施設

市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、更に効率的で効果的に業務を行うため、また、第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画の更なる推進が必要であることから、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適切な規模の執務空間、会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した執務環境を整えます。

第7章 複合新庁舎の基本方針と機能

1 複合新庁舎の基本方針と機能

(1) 基本方針と機能の整理方法

複合新庁舎整備の検討に当たっての基本的な考え方に基づき、複合新庁舎整備の基本方針を定めます。さらに、基本方針を実現するために配慮すべき機能について具体的に検討し、現庁舎の抱える課題を解決していきます。基本方針と機能は、次のフロー図のとおり整理します。

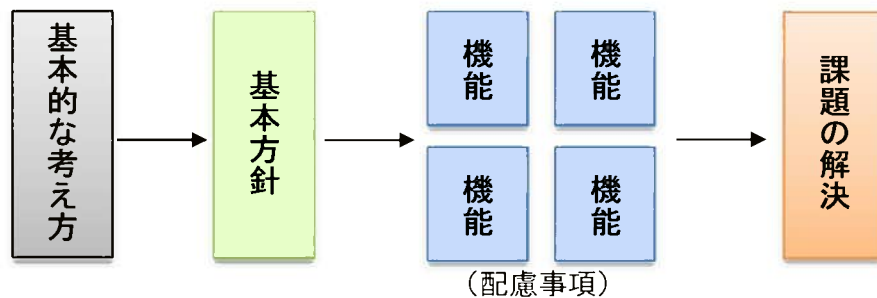


図 7-1 基本方針と機能の整理フロー

(2) 基本方針と機能

ア 地域防災拠点としての施設

災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を確保することができる「安全・安心な施設」を実現します。

基本方針

- ① 災害に対して十分な防災拠点機能を備える庁舎
- ② 十分な耐震性能を有し、安全性の高い庁舎

① 災害に対して十分な防災拠点機能を備える庁舎

風水害や地震などの災害発生時に、関係機関と連携をとりながら防災拠点として市民の安全・安心を守る庁舎とします。また、被災後は復旧・復興の拠点として被害情報の収集や応急・救援活動の機能を持続できるシステムを構築するなど、始良市業務継続計画（BCP）に基づき、危機管理機能を強化した庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 災害時に対応できる災害拠点機能
- 非常電源設備、水道設備、ガス設備などの非常時バックアップ設備
- 電力供給の2系統化などの強固なライフライン
- 棚、備品類の破損・落下・転倒防止対策

- 災害対策用の資機材や生活支援物資を備蓄する保管庫
- 災害時の救援活動スペースとして活用できる駐車場
- 一時避難場所
- 他の機関と連携する防災対策室
- 防災情報システムや情報通信設備
- 火山噴火時の機能確保及び降灰対策
- 津波・浸水時の機能確保



図 7-2 災害対策本部にもなる庁議室の例



図 7-3 非常用発電設備の例

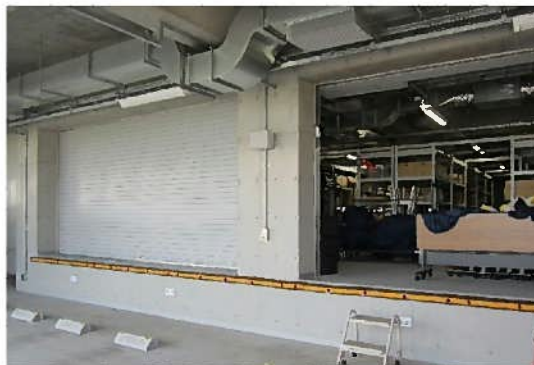


図 7-4 生活支援物資等の備蓄倉庫の例



図 7-5 免震層と免震装置の例

② 十分な耐震性能を有し、安全性の高い庁舎

耐震性能の高い庁舎とし、大地震などの災害発生時においても、市民や職員の安全を確保し、防災拠点としての機能を維持できる安全性の高い庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

耐震安全性に関すること

庁舎は、防災拠点施設として、災害発生時の司令塔としての機能はもとより被災後の市民生活やまち全体の復旧・復興に欠かせない行政機能の維持確保といった重要な役割を担っています。

このように、災害時に庁舎が被災した場合の社会的影響を考慮し、防災拠点施設となる官庁施設については、国土交通省の基準により耐震安全性の目標が定められてい

ます。したがって、表4のとおり耐震安全性の分類上最も強固な耐震性能を確保するために、以下の耐震安全性を目標とします。

耐震安全性の目標

構造体（柱、梁、床など）……………Ⅰ類

非構造部材（天井材や内外装仕上材、ガラスや棚など）…A類

建築設備（電気、空調、給排水衛生設備など）……………甲類

表 7-1 耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説）

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

構造形式に関すること

建物の構造方法は、耐震構造・制震構造・免震構造の3つの方式に区分されます。制震構造は一般に高層・超高層建築物において採用される構造であり、低層から中層の建物では十分に効果を発揮しにくいとされることから、比較の対象外とします。

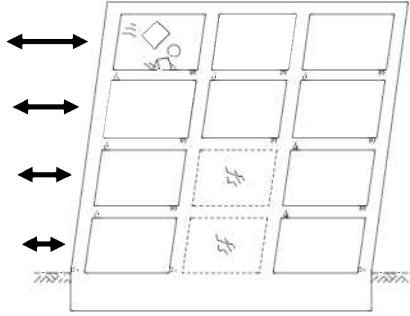
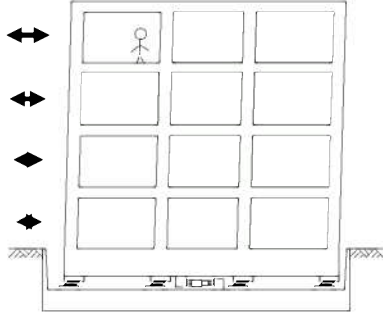
表5は、耐震構造と免震構造について、大地震動⁷を受けた場合の状態等について比較したものです。大地震後においても初動体制が確立され、一時避難所など市民の安全・安心が確保できる防災拠点施設として、本庁舎の構造形式は免震構造が望ましいといえます。

今後、建築計画を進める中で構造合理性や経済性を十分に検討しながら、本庁舎の構造形式として免震構造が妥当であるかについて検証を行なっていきます。

⁷大地震動：建築物の耐用年限中に一度遭遇する可能性のある地震動のこと。

関東大震災級の地震動として地動の最大化速度で約 300～400gal (cm/s²) 程度、気象庁の震度階の震度6強～7程度、マグニチュード7.0～7.5程度の地震動を想定する。

表 7-2 構造形式の比較

概念図	耐震構造	免震構造
		
	揺れの大きさの程度（イメージ） ←→	
概要	建物全体で地震による揺れに耐える構造 柱や梁などの構造体のみで地震に耐えるように設計された建物であり、地震に耐える力を大きく確保する必要があるため、耐震要素としての耐力壁やブレースが必要となる。	建物に対する地震の揺れを遮断する構造 基礎部分に免震部材を設置し、建物を地面から切離すことで地震からの影響を少なくする建物であり免震部材上部の構造体を他の構造よりスリム化することができる。
揺れ方	・地震エネルギーがそのまま伝わり、揺れに合わせて激しく揺れる。	・耐震構造に比べ、地震エネルギーを半分以上に低減し、大きくゆっくりと揺れる。
建物の状態	・柱や梁などの構造体の損傷は少ない ・外壁等の仕上げ材や設備に被害あり ・家具は転倒、損傷の可能性が大きい	・柱や梁などの構造体の損傷はほとんどない ・外壁等の仕上げ材や設備は、ほぼ無被害 ・家具の転倒、損傷を防止
建設費	・免震構造に比べて安価	・耐震構造に比べて、免震装置及び地下部分の工事費が必要 （免震層の掘削とコンクリート躯体費用の増） ※耐震構造と比較して、地上部分の構造体に係る費用を軽減することが可能
補修費	・免震構造に比べて補修費用は大きい	・補修費用は、ほとんど発生しない
手続き	・規模等により構造計算適合性判定が必要	・性能評価、国土交通大臣認定が必要 （約6か月）
工期	・一般的な工期設定が可能	・免震層の工事に係る工期が必要 （約10～15%増）
建築計画の特徴	・耐震壁などの耐震要素により、大空間の確保が困難 ・建物外壁に近接して、駐車場や車路・歩道の計画が可能。	・上部構造体のスリム化により大空間が確保できるなど、平面計画の自由度が高い ・免震装置可動域の確保（外周約2m程度） ・可動域（約60cm程）のため、建物外壁に近接して駐車場や車路・歩道を計画出来ない。

イ 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設

市民が気軽に訪れたくなる、市民に開かれた新たな時代の施設となるよう、整備後の庁舎については、利用率・稼働率を高めるため、公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設として整備を検討します。

基本方針

- ① 市民に開かれた、親しまれる庁舎
- ② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎
- ③ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎

① 市民に開かれた、親しまれる庁舎

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための情報、各種市民団体やボランティア団体が活動できる場所を提供することで、住民自治の拠点となる庁舎とします。また、市民が気軽に利用できる場所や交流空間を提供することで、市民に開かれ、そして市民が交流できる「まちづくりの拠点」となる、親しまれる庁舎とします。

また、本市の森林資源の積極的な活用により、木の香り、自然素材による温かみのある雰囲気により、やすらぎを感じることができる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

開かれた庁舎に関する機能

- 各種市民団体やボランティア団体の活動や行政との交流に利用できる会議室
- 税申告会場、期日前投票所等として利用可能な多目的スペース
- 閉庁時でも、気軽に利用できる会議室やミーティングスペース

親しまれる庁舎に関する機能

- 市民が気軽に利用できるレストランや売店
- 市政、暮らし、イベントに関する情報コーナー
- 屋上の有効活用

開かれた議会に関する機能

- 傍聴機能が充実した、市民に開かれた議会
- 日頃から市民が気軽に訪れることのできる開放的で親しみやすい議会
- 誰もが見やすく、聴きやすい、出入りしやすい傍聴席



図 7-6 市民利用スペースの例



図 7-7 庁舎内に設けられた売店の例



図 7-8 会議室の例



図 7-9 市民も利用できる食堂の例

② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎

本市の歴史や文化を尊重し、周辺環境に配慮した景観を整備することにより、市民に親しまれ愛着を持つことができる庁舎とします。歴史・文化の情報発信や市民の学習・文化活動を推進する文化の拠点として、文化交流の場、心安らげる憩いの場となる庁舎とします。さらに、地場産業のPR機能を備えた観光物産の展示・販売スペースや観光案内所の設置を検討します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

歴史・文化交流に関する機能

- ロビー空間を活用したコミュニティスペースや市民ギャラリー
- 気軽に利用できる談話コーナーや喫茶スペース
- 市民が文化活動など多様な活動に利用できる会議室などのスペース
- 歴史的・文化的な魅力や観光情報、市政やイベントなどのPRコーナー
- 地場産業のPR機能を備えた観光物産の展示・販売スペース



図 7-10 ロビー空間を利用した展示の例



図 7-11 観光物産の展示・販売の例



図 7-12 多様な活動に利用できるスペースの例



図 7-13 喫茶スペースの例

③ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎

健康意識が高まるなか、市民の主体的な健康づくりを支援するため、気軽に利用できる健康相談や健康増進の環境を整備し、市民一人ひとりが健康で生きがいと安らぎのある社会の実現を推進します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 市民の健康相談、健康維持管理に関する機能
- 健康増進を図る保健センターなどの施設

ウ ユニバーサルデザインを取り入れた、人にやさしい施設

子どもから高齢者まであらゆる年齢層の方や障がいのある人、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。

基本方針

- ① すべての来庁者が利用しやすい庁舎
- ② すべての来庁者にわかる案内表示

① すべての来庁者が利用しやすい庁舎

すべての人が不自由なく快適に利用できるように、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（平成 18 年法律第 91 号）及び「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインによる施設整備を行います。

高齢者や障がいのある人が利用しやすいエレベーターやトイレの設置をはじめ、ローカウンターを備えた窓口、ゆとりのある通路など、すべての人にやさしい庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 高齢者、障がいのある人、外国人など誰もが利用しやすい施設
- 歩行時に転倒しにくい床仕上げなど、誰もが安全に利用できる施設
- 上下階への移動が容易に行える、エレベーターなど適切な昇降設備
- 高齢者、小さい子ども連れの方、障がいのある人等に配慮したローカウンター
- 車椅子利用者と窓口利用者・歩行者と余裕をもって利用できる通路幅
- 多目的トイレ

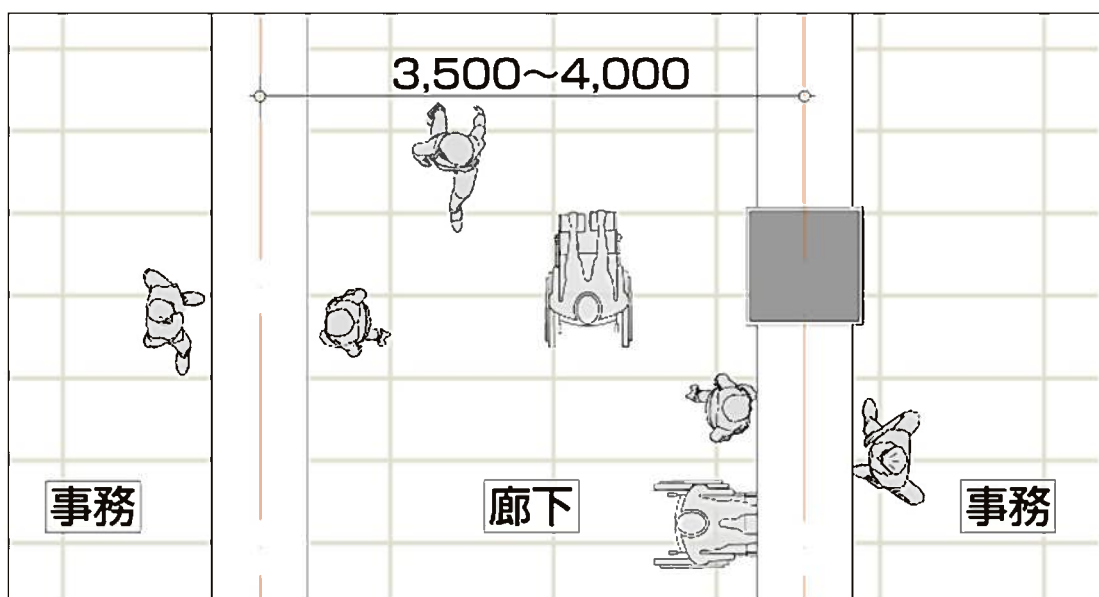


図 7-14 ゆとりのある廊下幅の例

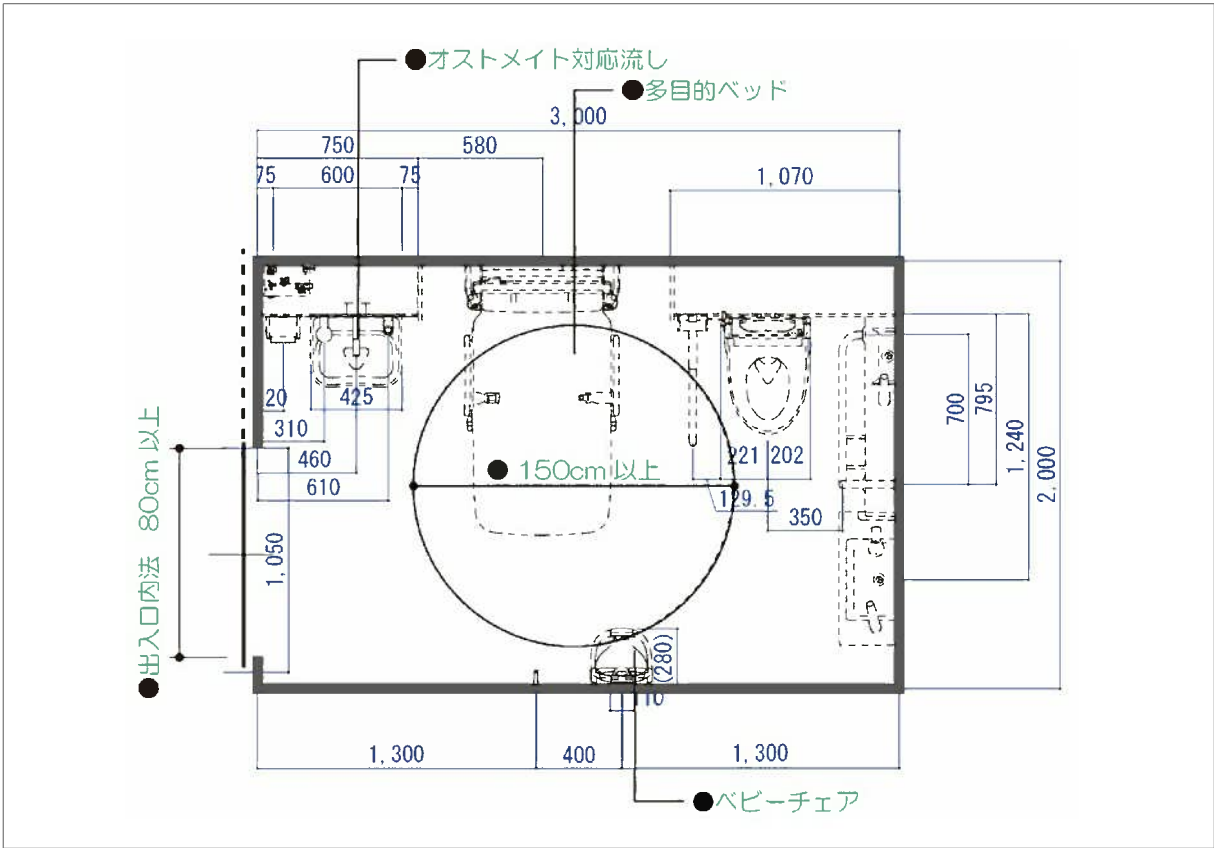


図 7-15 多目的トイレの例

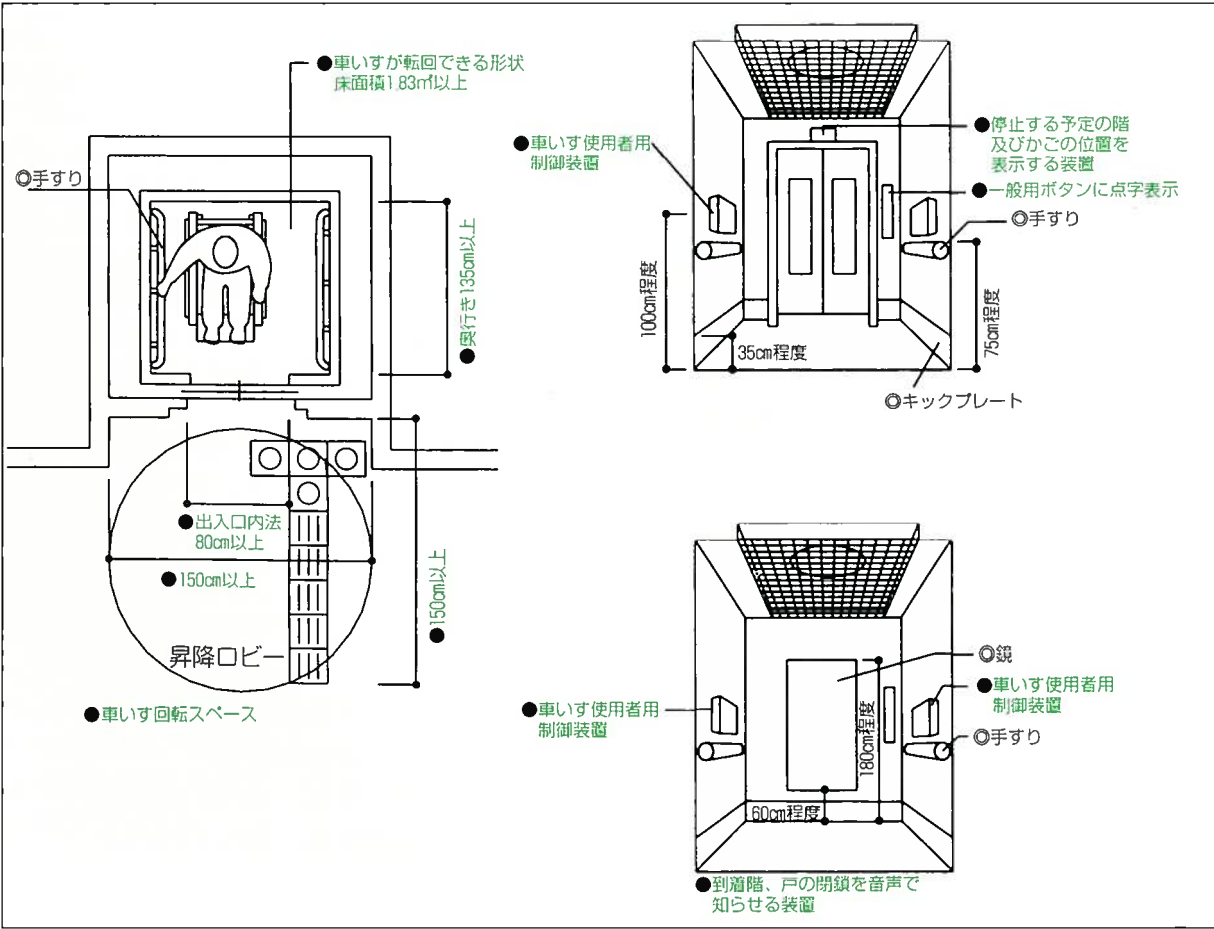


図 7-16 エレベーターの整備例[鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル]

② すべての来庁者にわかる案内表示

高齢者や障がいのある人ばかりではなく、子どもや外国人にも分かりやすい案内やサインを計画し、誰もが見やすい位置と高さに設置します。用件のある部署に迷いなく訪れることができるよう、よりわかりやすい案内表示を検討します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

○視認性ばかりではなく、音声案内等も含めすべての人がわかる案内

○点字ブロック



図 7-17 視認性に配慮した案内の



図 7-18 トイレの音声案内の例

エ 環境にやさしく、経済的な施設

再生可能エネルギーや省エネルギーシステムを積極的に導入し、環境負荷の低減を図ることで「地球環境に優しい施設」を実現します。また、ランニングコストの低減や施設の長寿命化を見据えた整備計画とします。

基本方針

① 自然エネルギーを活用した庁舎

① 自然エネルギーを活用した庁舎

地球温暖化防止策の一環として、自然採光や自然換気、太陽光発電などの自然エネルギーを活用し、環境負荷の軽減に努めるとともに、建物自体の長寿命化や設備機器の更新時の対応を容易にするなど、維持管理がしやすく長期的に経済効率の高い、地球環境にやさしい庁舎とします。また、国土交通省が策定した「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」を参照し、グリーン庁舎の実現を目指します。

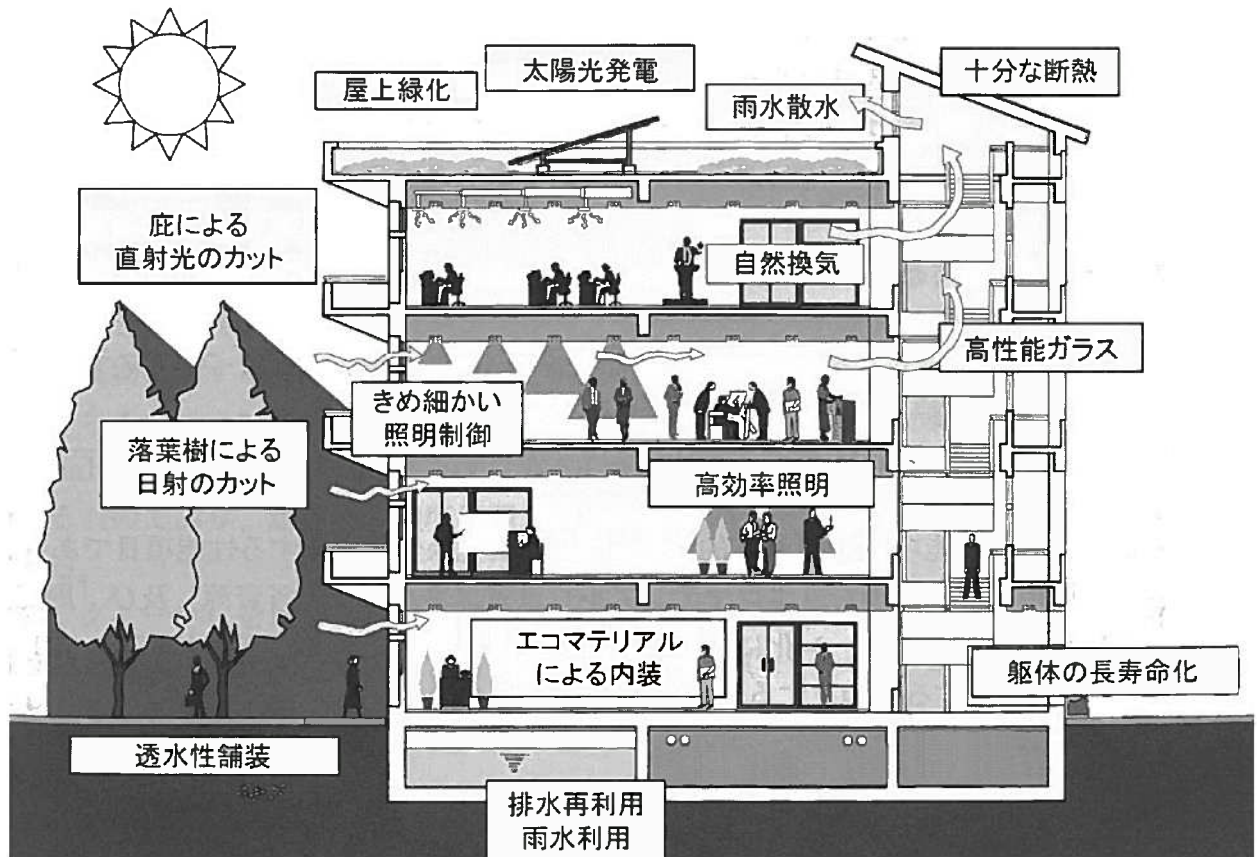


図 7-19 環境配慮型庁舎のイメージ [国土交通省 グリーン庁舎基準及び同解説]

オ 市民サービスの向上を実現する施設

来庁者の利便性を高めるため、窓口部門などの機能を統合し、さまざまな手続きを同じフロアで行えるワンフロアストップサービスの導入の検討や個人情報保護の観点から市民が安心して相談できるような相談スペースを確保するなど、市民にとって利用しやすい行政機能を備えた施設とします。

基本方針

- ① わかりやすく、利用しやすい庁舎
- ② 利便性の高い庁舎

① わかりやすく、利用しやすい庁舎

庁舎を訪れた市民が迷うことなく簡単に用件を済ませることができるように、わかりやすい部署の配置や総合案内、総合窓口(ワンストップサービス)機能を充実した庁舎とします。また、プライバシーを確保できる相談窓口の設置や、子ども連れでも庁舎を利用しやすいよう、キッズコーナーや授乳室を設置するなど、誰もが安心して利用できる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 相談・申請・手続き等の用件が同じフロアで済むワンフロアストップサービス
- プライバシーに配慮した相談窓口や相談スペースの充実
- 子育て世代に配慮したキッズスペースや授乳室
- 非常ベルや複数動線の確保による、安全性に配慮した相談室
- 利用者数に応じた、広い待合スペース
- 車椅子でも利用しやすいローカウンター



図 7-20 窓口カウンターのイメージ



図 7-21 キッズコーナーの例



図 7-22 プライバシーに配慮した相談スペースや相談室の例

② 利便性の高い庁舎

来庁者の移動手段は自動車による割合が高く、整備後の庁舎については公共交通との連携や高速道路のスマート I C の完成を視野に入れ、市内だけでなく市外からの交通利便性も高い庁舎とします。また、市民の生活利便性向上の観点から、金融機関の A T M、売店などの生活利便施設の整備を計画します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 利用しやすい駐車場や駐輪場
- イベント等にも活用できる広場や駐車場
- 公共交通機関の利便性が高い庁舎

- 敷地内に整備されたバス停
- 郵便局や銀行など金融機関の出張所
- 郵便局や銀行など金融機関のA T Mコーナー
- 売店などの生活利便施設
- 女性に配慮したパウダールーム（コーナー）
- 来庁者が利用できるロッカーコーナー
- 来庁者が気軽に休憩できるスペース
- 休日や時間外にも市民が利用できる施設



図 7-23 ベンチ、トイレ、自動販売機など
市民が休憩できるスペースの例



図 7-24 売店やA T Mコーナーの例



図 7-25 1階屋上を庁舎や駐車場と一体的
に利用するイベント広場の例

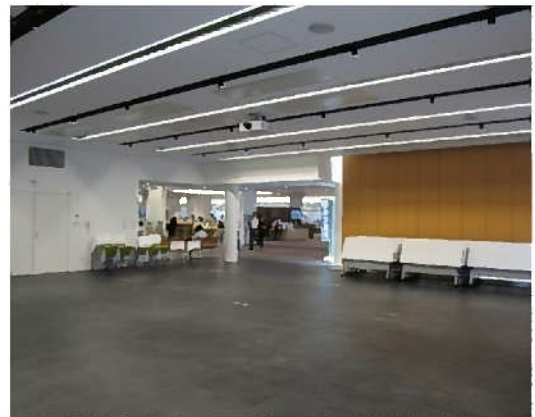


図 7-26 庁舎と一体的に利用できる
イベントホールの例

カ 機能性・効率性の高い施設

市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、更に効率的で効果的な業務を行うため、また、第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画の更なる推進が必要であることから、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適切な規模の執務空間、会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した執務環境を整えます。

基本方針

- ① 効率が高く無駄の無い庁舎
- ② 機能の集約と連携が図りやすい庁舎
- ③ 高度情報化社会に対応した庁舎
- ④ 将来的な組織や市民ニーズに柔軟に対応できる庁舎
- ⑤ 職員にとって働きやすい庁舎

① 効率が高く無駄の無い庁舎

スペースの共用化や効率的なレイアウトを実現することで、効率が高く無駄のない庁舎とし、イニシャルコストやランニングコストを抑制して、将来の世代に残していく施設として負担の少ない適切な庁舎を整備します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 会議室や委員会室等の共用による効率化
- 耐久性やメンテナンス性に配慮した仕上げ材

② 機能の集約と連携が図りやすい庁舎

行政機能を集約した市庁舎として、適切な執務空間を整備します。機能的で効率のよい執務空間の創造に向けて、基本設計業務と並行して、オフィス環境の整備に取り組みます。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 見通し良く職員の連携が図りやすい執務空間
- 部課間の横断的な連携が図りやすい会議室、会議スペース
- 書庫、倉庫の適正な配置



図 7-27 自由な平面計画を可能とする
執務室の例

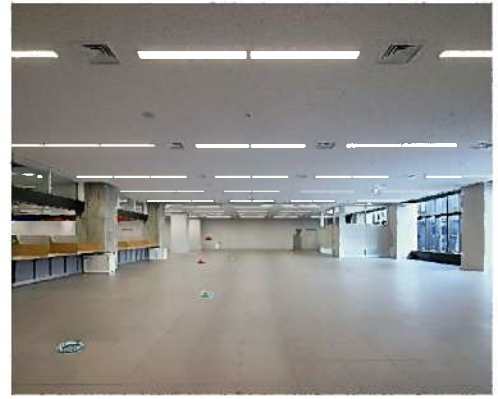


図 7-28 柱がなく様々な平面計画に
対応可能な執務室の例

③ 高度情報化社会に対応した庁舎

急速に発展している高度情報化社会に対応し、市政の情報を市民に公開する施設の整備や、情報通信技術（ICT）を活用した情報提供・情報発信により、誰もが必要とする情報を入手できる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 市政情報公開の情報センター・情報コーナー
- 市民や各種市民団体の声を市政に反映させる情報受信機能
- 将来の高度な情報システムに対応する、自由にレイアウト可能な情報設備
- ICカード等の利用によるセキュリティー管理
- フリーアクセスフロア⁸の導入



図 7-29 ICカードや手のひら認証による入退室管理の例

⁸フリーアクセスフロア：床下一面に電線、ネットワークケーブル等の配線用の空間が確保された床方式。

④ 将来的な行政組織や市民ニーズに柔軟に対応できる庁舎

行政ニーズの多様化や事務量の増加、また、時代とともに変化する市民ニーズに柔軟に対応するため、間仕切りの変更などが可能な可変性の高い庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

○将来的な市民ニーズの変化にも柔軟に対応可能な平面レイアウト

⑤ 職員にとって働きやすい庁舎

新庁舎で働く職員にとって、使いやすく働きやすい庁舎とすることで、執務環境の向上と、それに伴う市民サービスの向上を図る庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

○職員が食事・休憩ができるスペース

○職員用の更衣室やロッカースペース

○（災害時など）24 時間体制で対応に従事する職員の生活利便スペース



図 7-30 職員用の食事・休憩室の例



図 7-31 職員更衣室の例

(3) 複合新庁舎の基本方針と機能(一覧表)

複合新庁舎整備に当たっての基本的な考え方		基本方針	機能（配慮事項）	解決する課題
ア 地域防災拠点としての施設	災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能確保することができ「安全・安心な施設」を実現します。	① 災害に対して十分な防災拠点機能 を備える庁舎 →P34	○ 災害拠点機能 ○ 非常電源設備等の非常時バックアップ設備 ○ 強固なライフラインの確保 ○ 棚などの破損・落下・転倒防止対策 ○ 災害対策用資機材や生活支援物資の備蓄倉庫 ○ 救援活動スペースとなる駐車場 ○ 一時避難場所 ○ 他の機関と連携する防災対策室 ○ 防災情報システムや情報通信設備 ○ 火山噴火時の機能確保及び降灰対策 ○ 津波・浸水時の機能確保 ○ 防災情報システムや情報通信設備 ○ 免震構造	(1) 耐震性 (2) 建物と設備の老朽化
	② 十分な耐震性能を有し、 安全性の高い庁舎 →P35	○ 市民団体活動や行政との交流に利用できる会議室 ○ 税申告、期日前投票所等に利用できる多目的スペース ○ 閉庁時でも気軽に利用できる会議室など ○ 市民が気軽に利用できるレストランや売店 ○ 市政・暮らしやイベントに関する情報コーナー ○ 屋上の有効活用 ○ 傍聴機能が充実した、市民に開かれた議会 ○ 開放的で親しみやすい議会 ○ 見やすい、聴きやすい、入りやすい傍聴席 ○ ロビー空間を活用したコミュニケーションスペース ○ 談話コーナーや喫茶スペース ○ 文化活動など多様な活動に利用するスペース ○ 観光案内、市政やイベントなどのPRコーナー ○ 地場産業のPR機能を備えた観光物産スペース ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設		
イ 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設	市民が気軽に訪れたくなる、市民に開かれた新たな時代の施設となるよう、整備後の庁舎については、利用率・稼働率を高めるため、公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設としての整備を検討します。	① 市民に開かれた親しまれる庁舎 →P39	○ すべての人が利用しやすい施設 ○ すべての人に対して安全な施設 ○ エレベーターなど適切な昇降設備 ○ ローカウター ○ 余裕のある通路幅 ○ 多目的トイレ ○ 音声案内などすべての人が分かる案内 ○ 点字ブロック	(7) バリアフリー
	② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎 →P40	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設		
ウ ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設	子どもから高齢者まであらゆる年齢層の来庁者、障がいのある方、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。	③ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設	(7) バリアフリー
	① すべての来庁者が利用しやすい 庁舎 →P42	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設		
エ 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設	市民が気軽に訪れたくなる、市民に開かれた新たな時代の施設となるよう、整備後の庁舎については、利用率・稼働率を高めるため、公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設としての整備を検討します。	② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎 →P40	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設	(7) バリアフリー
	③ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設		
オ 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設	市民が気軽に訪れたくなる、市民に開かれた新たな時代の施設となるよう、整備後の庁舎については、利用率・稼働率を高めるため、公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設としての整備を検討します。	④ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設	(7) バリアフリー
	⑤ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設		
カ 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設	市民が気軽に訪れたくなる、市民に開かれた新たな時代の施設となるよう、整備後の庁舎については、利用率・稼働率を高めるため、公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設としての整備を検討します。	⑥ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設	(7) バリアフリー
	⑦ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設		
ク ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設	子どもから高齢者まであらゆる年齢層の来庁者、障がいのある方、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。	⑧ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設	(7) バリアフリー
	⑨ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41	○ すべての子供が利用できる施設 ○ 子育て支援施設 ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センターなどの施設		

(3) 複合新庁舎の基本方針と機能(一覧表)

複合新庁舎整備に当たっての基本的な考え方 工 環境にやさしく、経済的な施設	基本方針	機能 (配慮事項)	解決する課題
再生可能エネルギーや省エネルギーシステムを積極的に導入し、環境負荷の低減を図ることで「地球環境に優しい施設」を実現します。また、ランニングコストの低減や施設の長寿命化を見据えた整備計画とします。 オ 市民サービスの向上を実現化する施設	① 自然エネルギーを活用した庁舎 →P44	○ グリーン庁舎の実現 グリーン庁舎のイメージ図→P45	
	① わかりやすく利用しやすい庁舎 →P45	○ ワンフロアストップサービス ○ プライバシーに配慮した相談窓口や相談スペース ○ 子育て世代に配慮したキッズスペースや授乳室 ○ 職員の安全性に配慮した相談室 ○ 広い待合スペース ○ 車椅子でも利用しやすいローカウナー ○ 利用しやすい駐車場や駐輪場 ○ イベント等に活用できる広場や駐車場 ○ 公共交通機関の利便性が高い庁舎 ○ 敷地内に整備されたバス停 ○ 郵便局や銀行など金融機関の出張所 ○ 郵便局や銀行など金融機関のATMコーナー ○ 売店などの生活利便施設 ○ 女性に配慮したパウダールーム (コーナー) ○ 来庁者が利用できるロッカー (コーナー) ○ 来庁者が気軽に休憩できるスペース (コーナー) ○ 休日や時間外にも市民が利用できる施設	(3) プライバシーの確保
力 機能性・効率性の高い施設 市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、更に効果的に業務を行うため、また、第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画の更なる推進が必要であることから、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適切な規模の執務空間、会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した適切な執務環境を整えます。	② 利便性の高い庁舎 →P46	○ 会議室等の共用による効率化 ○ 耐久性やメンテナンス性に配慮した仕上材 ○ 見通しがよく職員の連携が図りやすい執務空間 ○ 部課間の横断的な連携が図りやすい会議室 (スペース) ○ 書庫、倉庫の適正な配置 ○ 市政情報公開センター・情報コーナー ○ 市民の声を市政に届ける情報受信機能 ○ 自由にレイアウト可能な情報設備 ○ ICカード等の利用によるセキュリティ管理 ○ フリーアクセスフロアの導入 ○ 将来の変化に柔軟に対応できる平面レイアウト	(4) 執務スペースの不足 (5) 書庫や倉庫の不足
	① 効率が高く無駄のない庁舎 →P48		
	② 機能の集約と連携の図りやすい庁舎 →P48		
	③ 高度情報社会に対応した庁舎 →P49		
	④ 将来的な組織・市民ニーズの変化に柔軟に対応できる庁舎 →P50		
	⑤ 職員にとって働きやすい庁舎 →P50	○ 職員が食事・休憩ができるスペース ○ 職員用の更衣・ロッカースペース ○ (災害時など) 職員の生活利便スペース	

第8章 複合新庁舎建設の基本指標・規模

1 想定する複合新庁舎の基本指標

(1) 行政機能部分の基本指標

ア 本庁舎整備後の配置組織と想定職員数について

(7) 組織機構

本庁舎整備後の組織体制については、人口の増減、地方分権の推進、政策等により変動することから、将来の行政組織を予測することは非常に困難なため、平成29年度の組織機構を基本とし、現在分散している行政組織及び行政機能を集約することとします。設定にあたっては、消防本部及び水道事業部については、各庁舎に執務室が確保されており、連絡体制等も確保されていることから、集約する行政組織及び行政機能からは除きます。なお、今後、組織機構の再編があった場合は可能な限り反映していきます。

表8-1 組織機構

(H29. 4 現在)

部 名	課 名
総務部	総務課、秘書広報課、財政課、税務課、収納管理課、危機管理課 工事監査課、行政管理課
企画部	企画政策課、地域政策課、情報政策課、商工観光課
市民生活部	市民課、男女共同参画課、生活環境課
保健福祉部	社会福祉課、子ども政策課、子育て支援課、長寿・障害福祉課 保険年金課、健康増進課
建設部	土木課、都市計画課、用地課、建築住宅課
農林水産部	農政課、耕地課、林務水産課
会計管理者	会計課
議会事務局	議事庶務課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、保健体育課
行政委員会等	選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会

(4) 想定職員数

第2次定員適正化計画の実施により、今後も職員数の減少が見込まれています。本庁舎に配置する職員数については、現在分散している行政組織及び行政機能を集約することを前提に、次のとおり設定します。なお、今回の職員数は、新庁舎の規模を算出するためのものであり、将来の職員数を示すものではありません。

表8-2 想定職員数

(H29. 4 現在)

正職員(特別職を含む)	非常勤職員	合 計
399人	101人	500人

(ウ) 2号館の活用

事業費の抑制を図るために、建設地に隣接する耐震性能に問題のない2号館などの既存施設を有効活用します。行政機能を本庁舎に集約した後の空きスペースは、公共施設再配置基本計画に基づき、周辺の公共施設の集約化を検討し、市民に開かれた空間として最大限活用していきます。

2 想定する複合新庁舎の規模

(1) 本庁舎の規模の想定

本庁舎の行政機能部分の規模（延床面積）については、「総務省の起債事業対象標準をもとに算定する方法」、「新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を元に算定する方法」、「他自治体の庁舎建設事例から求める方法」の3つの方法で、必要面積を想定します。

表8-3 延床面積の算定

区分	1 起債面積算定基準 (総務省)による面積 (㎡)	2 新営一般庁舎面積 算定基準(国土交通省) による面積(㎡)	3 他自治体の庁舎 建設事例の面積(平 均)(㎡)
事務室	4,068	3,285	他自治体の1人当 りの床面積の平均と 本市の想定職員数の 積により算出
会議室、倉庫等	4,029	5,807	
玄関、廊下、階段等	3,239	3,845	
議場	840	840	
計	12,176	13,777	11,600

以上、3つの方法から算定された面積は、概ね11,600㎡～13,800㎡となります。

本庁舎の延床面積は、これらの平均値である12,000㎡を想定規模とします。

(2) 駐車場の規模

来庁者の自動車や自転車等の利用状況を踏まえ、適正な駐車台数を想定し、限られた敷地を有効に活用しながら必要スペースを確保します。なお、複合新庁舎の建設時には、来庁者駐車場及び公用車駐車場が不足するため、一時的に代替駐車場を確保する必要があります。

また、職員駐車場については、現在、本庁舎敷地内に無いことや敷地面積を考慮し、本庁舎敷地内には整備しないこととします。このため、公共交通機関の利用促進を図るとともに、既存の職員駐車場等を含めその確保について検討します。

表8-4 必要駐車台数

名 称	台数	備 考
来庁者駐車場	100台	(うち、車いす対応2台以上) 2号館の機能に応じ別途算出が必要
公用車駐車場	135台	
来庁者駐輪場	40台	現在の駐輪台数を確保
職員駐輪場	55台	現在の利用状況による

算定された必要駐車台数は、現在の本庁舎の来庁者駐車場台数156台よりも少ない数であることから、現在の駐車台数以上(うち、車いす対応4台以上)を確保します。

第9章 建築計画

1 配置構成（ゾーン構成）の基本的な考え方

複合新庁舎（本庁舎）は、図9-1を参考とし、次の方針に沿う配置を計画します。

(1) 各種動線計画、周辺道路整備の基本的な考え方

複合新庁舎は、まちづくりの拠点として、すべての来庁者がアクセスしやすく、歩行者や自動車等の安全確保に配慮した計画とします。そのため、主要アクセスルートや公共交通によるアクセスに配慮した周辺道路整備について、次のとおり検討します。

- ア 周辺道路の交通渋滞緩和、歩行者の安全確保等を考慮し、市道宮島本線と市道役場前通り線の交差点改良について検討する。
- イ 市道宮島本線上にあるバス停について、バス停車帯の整備を検討する。
- ウ J R 帖佐駅や周辺の商業施設からのアクセスを考慮し、市道役場前通り線及び市道宮島本線の歩道整備を検討する。

(2) 配置構成（ゾーン構成）の基本的な考え方

ア 複合新庁舎（本庁舎）建設エリア

- (ア) 2号館との連携を図ることが可能な配置とする。
- (イ) 主要アクセスルートや公共交通によるアクセスに配慮した配置とする。
- (ウ) 来庁者駐車場や公用車駐車場の利便性、効率性に配慮した配置とする。
- (エ) 市民広場等により賑わい空間を創出する多目的広場の配置を計画する。
- (オ) 仮設庁舎は基本的に建設しない。
- (カ) 当該エリアは市道役場東線により分断されていることから、来庁者の安全確保、利便性向上の観点から市道役場東線の一部を廃止し、一体的に利用することを検討する。

イ 駐車場エリア

- (ア) 主要アクセスルートへの影響を考慮した計画とする。
- (イ) 2号館や本庁舎へのアクセシビリティ⁹に配慮した計画とする。

図9-1に示す配置構成の基本的な考え方は、今後の設計プロポーザルにおいて様々な工夫や技術提案を求める際の基礎資料となるものです。したがって、複合新庁舎（本庁舎）の具体的な配置については、基本設計の段階で詳細な検討を加えた上で決定していくこととなります。

⁹ アクセシビリティ：近づきやすさのことであり、利用しやすさ、交通の便などの意味を含む。建築物等においては、建物に至る経路において、高齢者や障害のある人を含む、誰もが支障なく利用しやすいことをいう。

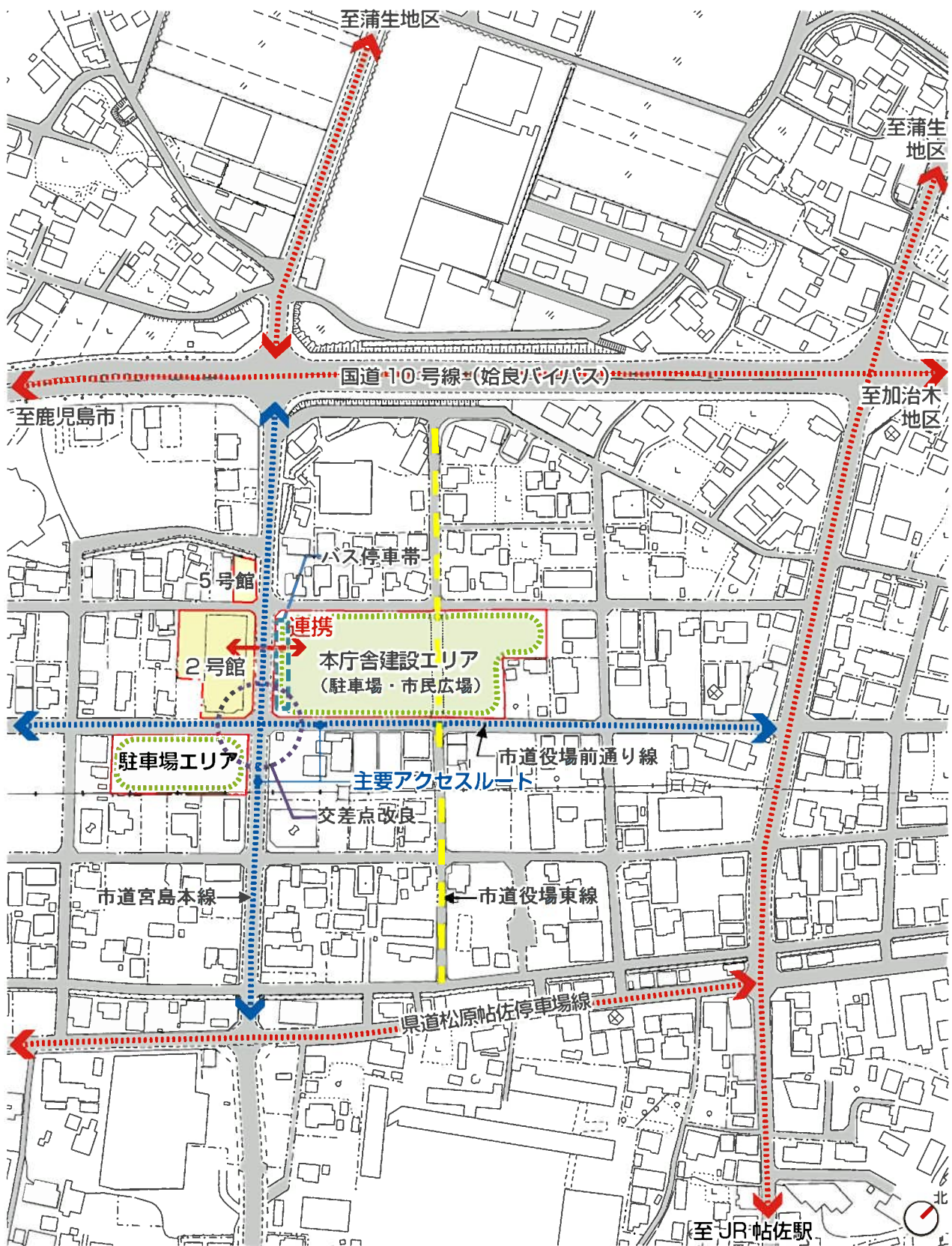


図9-1 配置構成（ゾーン構成）のイメージ

2 部門構成（フロア構成）の基本的な考え方

複合新庁舎は、市民にとって利用しやすく、かつ、効率的な行政運営を図ることができるよう、おおむね次のような配置とします。

ア 共通事項

- (7) 業務連携等が必要な部署は、可能な限り近接した配置とします。
- (4) 市民が多目的に利用できるスペース等は、効率的な運用が可能な配置とします。
- (7) 基本設計業務と並行してオフィス環境整備¹⁰に取り組み、効率的で無駄の少ない執務空間レイアウトとします。

イ 低層階

低層階は、特に市民の利用頻度が高く、市民サービスに直結する窓口機能、相談機能、情報発信機能等を分かりやすく配置し、来庁者の利便性向上を図ります。

ウ 中・高層階

中層階には、低層階の次に来庁者が多い部署から順次配置することとします。

中層階の中でも、部署の特性に応じ、セキュリティー面への配慮が必要な部署等は、可能な限り独立したフロアへ配置します。

高層階は、独立したフロア配置が求められる部署や建築設備等、または、高層階にあることが望まれる機能を配置します。

議会機能については、市の意思決定機関としての独立性を明らかにするとともに、市民に開かれた議会となるように配慮します。

¹⁰ オフィス環境整備：執務室等の現況調査から職員ワーキンググループによる検討、新庁舎オフィスレイアウトに係るレイアウト基準の作成、サイン計画、備品等整備計画、移転計画など執務空間の整備について総合的に計画し実施すること。

3 窓口・執務室計画

窓口及び執務室は、次の方針に沿う計画とします。

- ア 平面基本パターンを上下階に連続させることで、設備計画や施工性に配慮した効率の良い平面計画とします。
- イ 会議室、複合機能等スペースは施設全体で必要規模を確保し、移動間仕切り等で様々な利用形態に対応できるような計画によりスペースの有効活用を図り、全体規模の縮減を目指します。
- ウ 執務室はオープンフロア¹¹やユニバーサルレイアウト¹²を採用することで、フロア全体でスペースの共有化・有効利用を図ります。
- エ 窓口空間と一般執務室は、廊下等共用部をコラボレーションゾーン¹³として計画します。
- オ 執務室内には、課内打合せや作業等に活用できるサポートゾーンとして計画します。
- カ 庁舎内に保管する文書量を精査し削減を進めることで、庁舎内書庫スペースや執務室内の書類保管スペースの削減を図ります。
- キ 会議室、複合機能スペース等の市民開放エリアと執務室を明確に区分し、開庁日以外の市民利用に配慮した計画とします。

¹¹オープンフロア：間仕切（壁）等を設けない一室空間により構成されるフロアのこと。

¹²ユニバーサルレイアウト：組織変更等があっても、基本となるレイアウトを変更せずに「人」「書類」の移動のみで対応可能な執務室のこと。ユニバーサルプランともいい、執務空間の省スペースを実現する。

¹³コラボレーションゾーン：協働、協業、共創する空間のこと。

4 複合新庁舎の整備費用及び財源等

(1) 建設費用について

複合新庁舎の整備にあたって必要となる費用については、先行自治体等の事例を参考とします。必要な延床面積については約12,000㎡を目安とします。また、先行自治体の建設単価の平均は約43万円/㎡ですが、消費税の改正や近年の建築関係経費の上昇を鑑み、建設単価を約50万円/㎡とした場合、建設事業費については、約60億円程度と見込まれます。

なお、この額には、付帯工事費、解体費、設計費、備品類費用等の費用は含んでいません。

建設費用については、超高齢社会、人口減少社会の到来による厳しい財政状況を踏まえ、事業費の抑制を図るため、既存施設の有効活用など効率的で無駄の少ない庁舎整備に取り組みます。

表9-1 先行自治体例

名 称	想定人口 (人)	想定職員 数 (人)	新庁舎の		1人当 たりの面積 (㎡/人)	建設単価 (㎡/万 円)	建設 事業費 (百万円)	竣工年 ()は予 定
			階層 (階)	延床面積 (㎡)				
出水市	58,000	450	5	10,940	24.3	38.2	4,190	H28.10
日向市	60,553	467	4	11,570	24.8	42.8	4,960	(H30.4)
天草市	89,065	490	3	9,990	20.4	44.9	4,487	(H31.2)
宇佐市	56,277	496	6	12,300	24.8	43.0	5,300	(H32.3)
朝倉市	55,751	477	5	9,000	18.9	50.0	4,500	(H32.3)
平 均			5	10,952	23.2	43.5	4,738	

※ 想定職員数は、臨時・非常勤職員を含む。

※ 日向市、宇佐市、朝倉市の面積については、基本構想等の数値による。

※ 宇佐市の延床面積は、一部継続利用部分を含む。

(2) 財源について

複合新庁舎の整備の財源は、主に合併推進債の活用を予定しています。一般的に複合新庁舎の行政機能部分に関する施設整備等については、国や県の補助金がないため、建設のための基金や起債事業で賄いますが、合併推進債以外は交付税措置がありません。

本市は、平成22年3月の合併により平成36年度までは、合併推進債を活用でき、対象事業費の90%に財源として充てることができるうえ、その元利償還金の40%が地方交付税の算定における基準財政需要額に算入されます。ただし、合併推進債対象経費に充当されない10%の事業費と合併推進債対象外経費（基本計画委託料、基本設計委託料等）については、一般財源が必要となるため庁舎建設基金等が必要となります。なお、合併推進債といえども後年度に負担を伴うことになるので、なお一層の行政改革推進を図るとともに、財政的な余力が少ない中、極力事業費を抑えた整備を検討していく必要があります。厳しい財政状況を踏まえた上で、身の丈にあった複合新庁舎整備の検討を進めます。

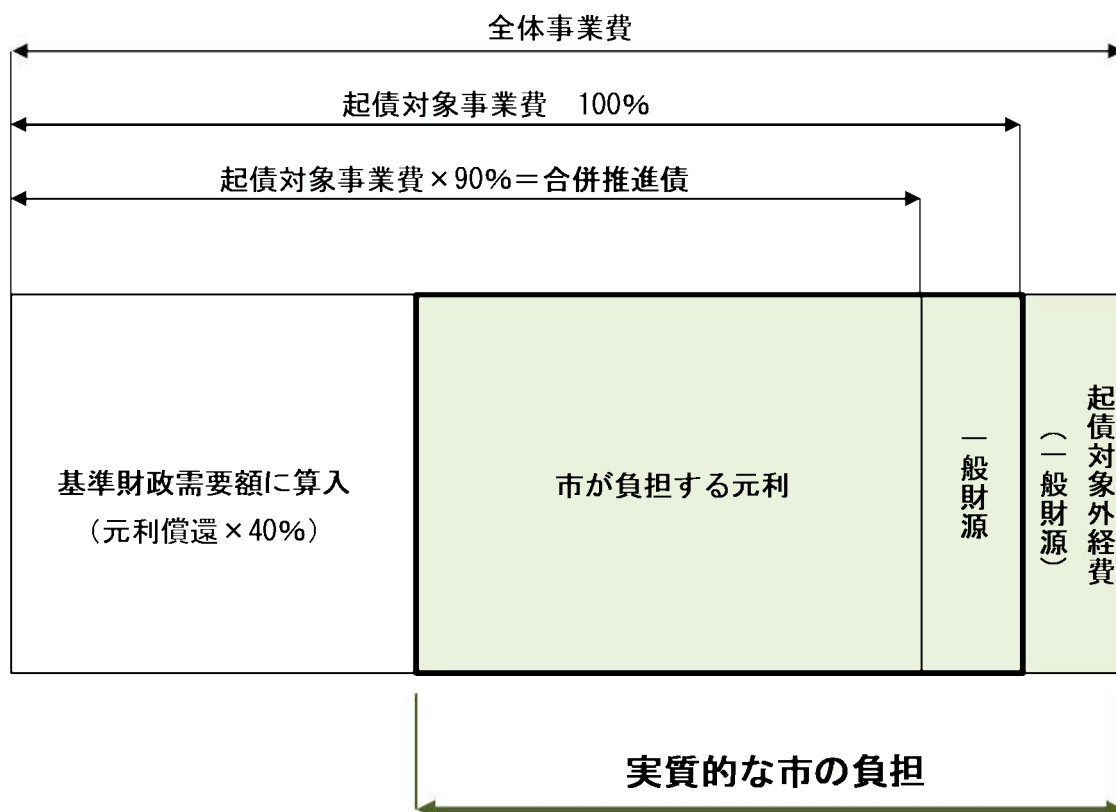


図 9-2 合併推進債のイメージ

③ 事業手法について

複合新庁舎建設の事業手法については、従来型手法（従来（直営）方式）、民間活力活用手法の大きく分けて2つが考えられます。

従来型手法は、一般的に設計・施工・維持管理を分離して発注する方式のことをいいます。

民間活力活用手法には、設計・施工・維持管理・運営を一括して発注する方式や、公設民営（指定管理者）方式、P F I方式、リース方式等があります。

本庁舎の事業手法については、災害時の指令塔となる防災拠点施設を早急に整備する必要があること、合併推進債の活用等による財政支出の縮減が可能なこと、建設時には、立地適正化計画や公共施設再配置基本計画との整合を図りながらまちづくりの拠点施設として市民ニーズを反映しながら計画を進めることができること、多くの民間事業者・地元事業者の参画が期待されること、また、建設後においては、災害等、想定外の状況が発生した際にも、柔軟な庁舎運営が行えることから「従来型手法」が望ましいといえます。

(4) 設計者選定手法について

基本計画策定後は、実際に設計業務を委託する設計業者を選定し、基本設計及び実施設計を進めていくこととなります。設計業者の代表的な選定方法には、下表のとおり3つの方式があります。

表9-2 設計者選定方式

設計者選定方式		選定基準	特徴	導入事例(実施年)
ア	プロポーザル方式 (技術提案)	最も技術力のある設計者 ・ 実施方針、設計体制 ・ 実績 ・ 技術提案 ・ ヒアリングによる総合評価	・ ヒアリングによる総合評価が可能 ・ 発注者との共同作業により設計を進めることができる ・ 基本設計段階で発注者意見の反映が可能 ・ 事前の判定基準の準備要	・ 玉名市庁舎 (熊本県 H19) ・ 延岡市庁舎 (宮崎県 H23) ・ 出水市庁舎 (鹿児島県 H24) ・ 飯塚市庁舎 (福岡県 H24) ・ 日向市庁舎 (宮崎県 H25) ・ 小林市庁舎 (宮崎県 H25) ・ 人吉市庁舎 (熊本県 H28) ・ 八代市庁舎 (熊本県 H28)
イ	コンペ方式 (設計競技)	最も優秀な設計提案 ・ 設計案	・ 高度な審査が必要で時間がかかる ・ 参加費の支払いが生じる ・ 選定後は発注者意見の反映が難しい	・ 立川市庁舎 (東京都 H17) ・ 燕市庁舎 (新潟県 H21) ・ 日立市庁舎 (茨城県 H25) ・ 旧尾上町役場庁舎 (青森県 H7)
ウ	入札方式	最も安価な設計者 ・ 入札金額	・ 提案内容やデザイン力等が比較評価できない	・ みよし市庁舎 (愛知県 H20) ・ 朝倉市庁舎 (福岡県 H28)

新庁舎の設計者選定に当たっては、選定過程の透明性、客観性、公開性の確保を重視する必要があることや、提案内容をはじめ応募者の資質や能力も含めて審査できること、さらには、設計者から提示される案をもとに、発注者や市民等の意向を反映することができるなど、設計段階で発注者と設計者の連携が十分に可能であること、また、社会情勢の変化などにも柔軟に対応できることなど、総合的な観点から設計者の選定方式は「プロポーザル方式」が望ましいといえます。

5 本庁舎整備の事業スケジュール

本庁舎整備の事業スケジュールについては、熊本地震の発生を受け、防災拠点としての機能整備を優先する必要性があることから、できる限り早期に整備を行うこととし、平成34年度中の供用開始を目標とします。

表9-3 本庁舎整備の事業スケジュール

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)
基本構想・ 計画策定						
基本・実施 設計						
建設工事						

※現段階での予定であり、変更になることがあります。

第10章 複合新庁舎建設検討の経緯

1 検討体制

複合新庁舎建設に係る検討体制は、次の図のとおりです。

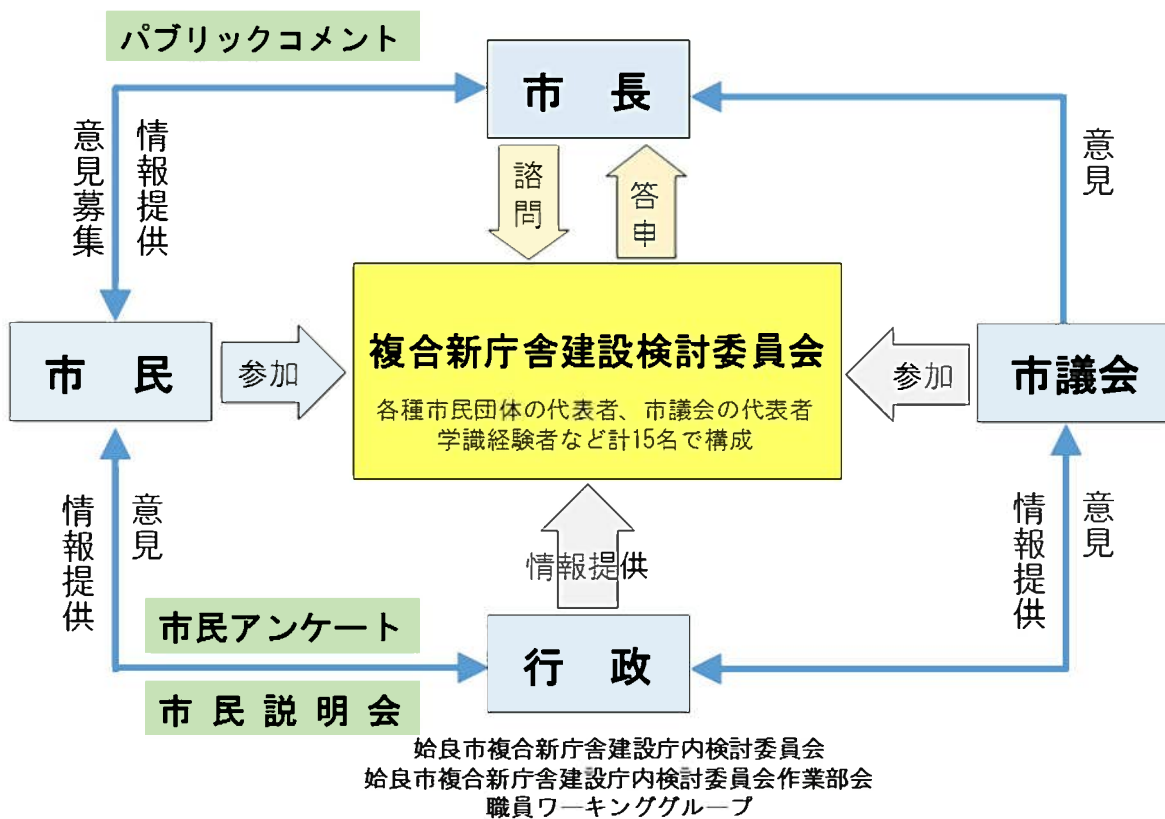


図 10-1 検討体制のイメージ

2 複合新庁舎建設検討委員会

複合新庁舎の建設に関する基本的な事項を審議するため、始良市複合新庁舎建設検討委員会条例（平成 29 年条例第 9 号）に基づき設置しました。

同委員会は、複合新庁舎建設に係る基本構想及び基本計画等の策定に関する事項及び、複合新庁舎建設に関し必要と認める事項に関する市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申します。

3 複合新庁舎建設庁内検討委員会

(1) 複合新庁舎建設庁内検討委員会

複合新庁舎の建設に向け、平成 26 年度から庁内検討委員会を設置し、検討を進めてきました。

庁内検討委員会は、複合新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査検討するため設置し、具体的には、複合新庁舎建設基本構想及び基本計画に関すること、及びその他複合新庁舎建設に必要な事項に関することを所掌事項とします。

(2) 複合新庁舎建設庁内検討委員会作業部会

平成27年度から、庁内検討委員会と並行して同作業部会を設置しました。

作業部会は、庁内検討委員会の所掌事項に関し、資料収集、分析その他必要な協議を行なうために設置しました。

(3) 職員ワーキンググループ

作業部会が、主として複合新庁舎に導入すべき機能における特定の課題を個別・具体的に調査・研究し報告するために専門別のワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置しました。WGと所掌事項は以下のとおりです。

ア 市民サービスWG

複合新庁舎の案内機能、窓口機能、相談機能及びその他市民サービスに係る事項。

イ 事務管理WG

執務機能、会議・打合せスペース、書庫・倉庫、議会機能、福利厚生及びその他事務管理に係る事項。

ウ 危機管理WG

防災対策・災害対策本部機能、行政情報・個人情報のセキュリティ対策及びその他危機管理に係る事項。

エ アクセス道路WG

複合新庁舎及び駐車場周辺の交通状況及びアクセス道路に係る事項。

オ 市民交流WG

市民交流スペース、会議室の市民開放、飲食スペース及び市民交流に係る事項。

4 複合新庁舎建設に関する市民説明会

(1) 市民説明会の目的

複合新庁舎整備事業は予算及び事業規模とも大きく、市民生活に及ぼす影響も大きいものであり、その規模の大きさから、事業を進める際には、何かを決定した後の変更が容易ではありません。このことから、始良市複合新庁舎建設検討委員会の中間報告を受け、これまでの検討経緯を含めた市の説明責任を果たすため、広く市民の皆様に周知を図ることを目的とします。

(2) 開催日時及び開催場所

開催日時、開催場所及び参加人数は次のとおりです。

表 10-1 市民説明会の開催状況

日 時	場 所	参加人数
平成29年8月28日（月）19:00～20:20	加音ホール	84
平成29年8月29日（火）19:00～20:20	始良公民館	49
平成29年8月30日（水）19:00～20:30	重富地区公民館	51
平成29年8月31日（木）19:00～20:00	山田地区公民館	22
平成29年9月1日（金）19:00～20:40	蒲生公民館	67
合計		273

(3) 市の出席者

市長 笹山 義弘

副市長 久保 力、西井上 洋子

総務部長 恒見 良一

財政課、都市計画課、行政管理課（事務局）

5 複合新庁舎建設に関する市民アンケート

市民の皆さんが庁舎をどのように利用しているのか、また庁舎に何を求めているのかなどを詳しく調査するため、「始良市複合新庁舎建設に関するアンケート調査」を実施しました。調査の概要と調査結果は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

ア 調査対象——始良市内に居住する18歳以上の男女3,000人

イ 抽出方法——世代間の偏りを調整後、無作為抽出

ウ 調査方法——郵送配布・郵送・web回収

エ 回収数——1,129票（回収率37.6%）

オ 調査期間——平成29年9月1日～9月29日

(2) アンケートの質問と調査結果

アンケートの質問と調査結果は資料編のとおりです。

6 パブリックコメント

複合新庁舎建設に係る基本構想・基本計画を策定するにあたり、建設検討委員会の答申の段階で公表し、市民の多様な意見や提案などを求め、できる限り反映させていくことを目的としてパブリックコメントを実施します。